



神祇志料

栗田寛著述

一

特別
イ 4
3163
178(1)



ありはし^大私^中の^大字^大壁^大の^大あけと^大あはれ^大
 是^大を^大守^大る^大は^大振^大る^大を^大給^大申^大す^大は^大て^大あ^大は^大ら^大し^大し
 不^大は^大せ^大む^大也^大い^大ま^大に^大い^大ま^大し^大し^大し^大し^大し^大
 是^大は^大海^大に^大ま^大た^大り^大ち^大東^大山^大乃^大大^大徳^大言^大を^大た^大
 能^大け^大請^大は^大ら^大る^大も^大た^大し^大に^大新^大考^大彼^大に^大あ^大る
 け^大も^大た^大ら^大る^大に^大深^大く^大あ^大る^大東^大山^大は^大い^大ま^大し^大し^大
 不^大は^大せ^大む^大也^大い^大ま^大に^大い^大ま^大し^大し^大し^大し^大
 徳^大言^大を^大給^大申^大す^大中^大そ^大ら^大る^大や^大ら^大し^大し^大し^大し^大し^大
 不^大は^大せ^大む^大也^大い^大ま^大に^大い^大ま^大し^大し^大し^大し^大し^大

東^大山^大乃^大大^大徳^大言^大を^大た^大
 能^大け^大請^大は^大ら^大る^大も^大た^大し^大に^大新^大考^大彼^大に^大あ^大る
 け^大も^大た^大ら^大る^大に^大深^大く^大あ^大る^大東^大山^大は^大い^大ま^大し^大し^大
 不^大は^大せ^大む^大也^大い^大ま^大に^大い^大ま^大し^大し^大し^大し^大
 徳^大言^大を^大給^大申^大す^大中^大そ^大ら^大る^大や^大ら^大し^大し^大し^大し^大
 不^大は^大せ^大む^大也^大い^大ま^大に^大い^大ま^大し^大し^大し^大し^大し^大

名もつる^{カラ}板^カみ坂の^シ坂川の^セとや^シ道^ハは^シた
さう^ナ海^ノの^ミま^ノ地^ノ形^ノら^シふ^ノ形^ノを^シぬ^キし^キな^シと^ハ
志^ノ科^ノは^シを^シに^シり^シく^シ新^ノ書^ノを^シて^シる^ナと^ハ
志^ノを^シか^シら^シて^シ焼^キて^シる^ナと^ハい^ヒふ^ナと^ハ
い^ヒふ^ナと^ハい^ヒふ^ナと^ハい^ヒふ^ナと^ハい^ヒふ^ナと^ハい^ヒふ^ナと^ハ
い^ヒふ^ナと^ハい^ヒふ^ナと^ハい^ヒふ^ナと^ハい^ヒふ^ナと^ハい^ヒふ^ナと^ハ

明治六年八月

伊能貞吉

神祇志料凡例

一 己幼き時、父雅文翁語りけくは、吾常陸の國は昔、西山^ニ君^ト大日本史^ヲを修め給ひしより後、多くて識者^ノ世^ニ出來て、學の道も甚盛りにはなりよ也。其の中^ニ安積^ノ覺^三宅^緝明^{柴山}憲^{など}は、殊に秀傑^トス。學者にて、其日本史^ノヲ贊^カ藪^ト中興^ノ鑑^言保建^ノ大^記は、各見^ル所^ニありて、其論^ハニ説^トとも皆い^ハれたり。故此三人ハ、皇國學^ノノ原^ヲと開^ケる人^トと云^フへし、其後百數十年^ノ間^ニ種々^ノ博士^{たち}ハ、ありつれども、近^クは藤田^一正^{其子}彪^{會澤}安^{豊田}亮^{など}は、皆西山^君ノ御心^ヲを心^トと志^シ、日本史^ノノ事^ニにい^つきたる人^々に志^ス。會澤^{藤田}彪^{豊田}の三人ハ、現^ニ今世^ニにあ^なし、汝^{よく}此三書^とををよ^ク心^トとめ^置て、此人^々に從^テ、議論^ヲを聞^カば、學^ハひ道^ヲを辨^ヘなむものぞと、教^ヘられ、さうと、學^ハひ力^ヲ入^レを淺^ク、性質^も頑鈍^{なり}けし、其講說^ヲを聞^キ、又議^論を聞^ケたれど、一つ^ノ得^ル事^もなく、惜^ら月日^ヲを送^リつ、其間^ニ負^けなくも

彰考館よめとじて、本史の志表を修むる故由を聞事を得たり。西山君十志の目を立給ひとより後、未だ其を成終る者あらざりしが、景山の君豊田亮とて、編修總裁の事を掌らとめしかば、亮殊に勤勞仕奉り、兵刑法、食貸、氏族、佛事の志を修め、又職官、禮儀、陰陽の志を修めし人を有つれど、神祇地理の二志ハ、草稿のみとて未だ成整ハと云り、故甚惜く、竊に神祇の事を考へ見むと思起とてより、十年ばかりの間ハ、公務ハ暇、殊に數多の書籍を見まこくり、神祇の事ハ係りたるをば、置高成までに抄録なき、彼と此と較合せ引證考索、其異同を正しつ、三度稿を易て、神祇志料十七卷ととつ之を以て自ら足せりとと善とぞ、是はあらざ、唯此書に因て、猶よく増補を改竄もし、猶よく討論して、後ハ志を修むる一助とをなりなん、は上ハ聊か、西山君の文運を振起し給へ、恩德に報い奉り、下ハ亡父の神魂を慰ふに足むとて、業ぞりし見ふ人吾心しらびを知らざし、借れ

りじとなそしりそよ、文辭拙劣しとて勿笑ひそよ。

一此書をもと後世博士の採擇に備ふるが爲に作れるを以て、本史と重複るを厭ハ、又文辭ハ駁雜を顧み、疏謬れる處は、脱誤と事考へ、及ばざるを又極め、多からむ、是即史料と名つくる事の縁也。

一神道の明らうならざるハ、邪説の世ハ行はるゝに依り、邪説を拒くは、道の大原を正にあり、故始め、神聖の國を經營給へ、事を述べ、次ハ

歴朝の 天皇命等ハ神を敬祭、由を記して、其盛衰の來る所を知らしむ、又上世ハ 聖皇ハ、祭を設け、教を施すの義理を知らざれば、今日の時宜を斟酌、て之を世に施し行ふ事、あはざらむ、故恆例臨時ハ、祭儀を記とす、先王天下萬民の爲、神祇を祭り給へる事を知らしむ、又道を明らかに、教を施すハ、愚夫愚婦に至るまで、我皇祖天神の威靈を知らしむるにあり、其威靈を知らしむるハ、諸國神社ハ、祭れる神ハ、由縁と、其神の盛

徳大業とを古書に徴し明らむにあり而も後天下の人みな各神威を畏み奉りて心と頼む處ある時に至りて始て邪説を書を免るべし故神名帳及諸書と因て式内式外の祭神又其功烈及所在の地を記せり諸神の事はみな古典と徴ある者を取り又土人傳説と雖も其事の正確を擇て記せり神社の所在は輒近の書を取據と其所在を記せり他日衰廢する神社を再興せし專と要あれば也凡第一卷より第四卷に至るまでを總括編と譬へば網の綱の如く祭儀と神社の部と其目と同じ故互に詳畧あり又一事として二説にわたるは各處に記して照對と便ならむ

一志はもと 朝廷の事を記すと雖も時勢を見よに足らざれば益なし故源頼朝權を執りてより神領等を諸社に奉るを必だ各社に下に記すと時勢の變を知らむ

一引用書五百餘部下に載るが如し此ハ皆彰考館所藏本よより出典を記せよは煩きと似れども 西山君の尊慮に原ける所也神社の所在は二書にのみありて他書に徴なきは漫りにとらざ社名と村名と相同じく正確と思はるは一書よも之を取れり又二三書共に其説符合へよをハよく考へ正して引記せり毎社某郷某村ありとのみよ餘よ記せばき事なきハ一々に引書をいはだ最終の所に記し其引用書の異なるをば毎社みな書名を擧て煩きを厭はだ

一神階の叙日史に漏る考へ難きをハ某位より某位を授くなど記せり式外に神は社字を省き書體を異よせるは内外を分るのみ也又式外ハ式帳の如く郡を以て分ち難し故年月よ因て順序をなせり唯畿内ハ大かた郡名を知らるは此限とあらざ

一各社に下總る年月甲子を以て記せるは神祇の事を慎め故也とと總括篇よ之を省きしは事ハ明瞭ならむことを要とす故そりし

一神名また社寺の號、姓氏人名の傍に——地名の傍に——年號の左に——を記し、欄外に事實の端緒と、御世々々の皇謚を掲出せらるは覽るに便ならむと爲也。

一幼き時父の教を受てより以來、其好む處専ら此とあるを以て、漢籍をよみ漢文のくそべをも學びたりと、能思ひを入せし。皇國の關典を補ふに志あり、故一偏に古典に讀耽りたりば、世の識者には、異學なりとて、譏られき、其後又志料を著して、年月を送りつれば、人みな愚物なりとて笑ひぬと、己は唯古へを好む心のみ深くして、世に求めむとて、己を思はざりけむば、異學も時ありて、彼雷同説を勝れり、愚人も一つに得る事なきこととあらざれば、玉に比ふべきやあらねど、白玉の人に不被知たらざるとよし、たらざると、吾したらざれば、知らざるとよしと云へれば、此書を然也けりと、思慰めてあなむと、豊田の總裁も既に死されば、神祇の事、議論を聞べき

由なく又吾先考に此書を見せ參らせて、善惡を質問奉ふ事も、今いかなばざれば、せんをばなく、杖とらぬ八尺の長息とつゝ、其由を聊とか記し置になん。

明治四年辛未六月

栗田寛識

神祇志料

引用書目

- | | |
|---------|-------|
| 日本書紀 | 續日本紀 |
| 日本後紀 | 續日本後紀 |
| 文德實錄 | 三代實錄 |
| 類聚國史 | 日本紀畧 |
| 古事紀 | 舊事本紀 |
| 古語拾遺 | 扶桑畧記 |
| 扶桑畧記裏書 | 帝王編年記 |
| 歷代皇記 | 百鍊鈔 |
| 皇代記 | 皇年代畧記 |
| 興福寺畧年代記 | 愚管鈔 |

聖德太子傳

法王帝說

水鏡

大鏡

大鏡裏書

大鏡裏書異本

一代要記

寬平御記

榮華物語一名世繼物語

李部王記

本朝世記

天曆御記

小右記

權記

法成寺攝政記

左經記

增鏡

春記

深心院關白基平公記

平記

中右記

長秋記

永昌記

台記

台記別記

兵範記

山槐記

顯廣王記

玉海

吉記

中院通秀公記

三條內相府記

皇帝記鈔

六代勝事記

仲資王記

明月記

東鑑

續世續一名今鏡

業資王記

三長記

玉藻

業廣王記

平戶記

五代帝王物語

葉黃記

阿屋關白記

建曆御記

吉續記

後鳥羽院宸記

正和宸記

花園院御記

元弘日記裏書

續神皇正統記

花營三代記

長和大嘗會記

康治大嘗會記

保元物語

參考保元平治物語

長門本平家物語

島津家本大平記

伏見院御記

萬一記

後伏見院御願書

神皇正統記

元亨元年記錄

於毛比乃末末乃日記

天仁大嘗會記

日吉神輿入洛記

平治物語

平家物語

太平記

天正本太平記

參考太平記

豫章記

櫻雲記

難太平記

園大曆

律

令集解

延喜式

延曆太神宮儀式

江家次第

西宮記

新鈔格勅符

吉野拾遺

承久記

南方紀傳

梅松論

新國史

令義解

貞觀儀式

類聚三代格

止由氣太神宮儀式

北山鈔

本朝月令

年中行事秘鈔

師緒年中行事

弘仁神祇式本朝月令所引

柱史鈔

拾芥鈔古本

類聚符宣鈔

公事根源

傳宣鈔

太宰府例諸社根元記所引

禁秘鈔

女院小傳

齋院記

公卿補任

建武年中行事

太神官延曆儀式解

拾芥鈔

政事要畧

朝野群載

師遠年中行事

機殿儀式神名秘書所引

職原鈔

貴女鈔

簾中鈔

齋宮記

豐受太神官禰宜補任次第

禰宜補任至要鈔

太神官例文

今昔物語

宇治拾遺物語

明慧傳

古事談

袋草子

清少納言枕草子

塵添堦囊鈔

塵袋

運步色葉集

鹿島社文書

新任辨官鈔

濫觴鈔

古本今昔物語

古今著聞集

十訓鈔

長明文字鎖

續古事談

奧儀鈔

搥囊鈔

類聚倭名鈔

色葉字類鈔

神崎社古文書

吉田社文書

織田神社文書 越藩拾遺所引

紀伊國造文書

宗像社文書 神名帳考所引

東寺文書

東大寺文書

尾張國內神名帳

美濃國內神名帳

隱州神名帳

備前國神明帳

筑後國內神名帳

神名秘書

常陸大國玉神社由緒書

鳴神社文書

伊太祈曾社文書

加太社神主前田氏文書

神護景雲四年織田社鐘銘

丹波出雲社文書

伊豆國內神名帳

上野國內神名帳

紀伊國內神名帳

若狹國內神名帳

神名秘書裏書

神祇本源

倭姬世記

寶基本記

美奈宜社傳

薩戒記

常陸風土記

豐前風土記 釋日本紀字佐託宣集所引

豐後風土記

山城風土記 釋日本紀所引

土佐風土記 全上

出雲風土記鈔

但馬國太田文

山城國圖

元元集

熱田社寬平緣起

神鳳鈔

康富記

出雲風土記

肥前風土記

播磨風土記 全上

伊豫風土記 全上

出雲風土記解

丹後國田數帳

常陸國田文

河內國圖

伊賀國圖
 駿河國圖
 甲斐國圖
 下總國輿地全圖
 美濃國圖
 陸奧國圖
 加賀國圖
 越中國圖
 出雲國圖
 隱岐國圖
 播磨國圖
 讚岐國圖

參河國圖
 伊豆國圖
 武藏國全圖
 近江國圖
 信濃國圖
 出羽國全圖
 能登國圖
 越後道程繪圖
 石見國圖
 但馬國圖
 美作國圖
 伊豫國圖

肥前國圖
 外宮總圖
 太神宮內陣圖
 日吉社秘密記
 諏訪緣起繪詞
 足羽社記神名帳考所引
 稻田社緣起
 松浦社緣起
 北野緣起
 梅城錄
 荏柄緣起
 八幡愚童訓

內宮總圖
 外宮圖樣
 大內裏圖
 日吉社記
 若狹一宮緣起
 大倭本記釋日本紀所引
 丹生明神祝詞
 管家傳記
 天滿官託宣記
 宇佐八幡託宣集
 勸修寺緣起
 飛鳥田社應永廿五年上梁文山城志所引

延文四年今宮社解文諸神記所引

春日社記

河內西瑛寺文書

日本一宮記

公卿勅使記

小朝熊神鏡沙汰文

立野神社上梁文

長寬勘文

永曆元年宣命神宮雜例集所引

永正四年藤內社棟札

寬正遷宮記

康曆遷宮記

大三輪社鎮座次第

花山院宗像社記

神宮雜例集

太神宮雜事記

弘安九年太神宮參詣記

永正中香取祭禮圖

永萬元年記

熊野畧記

伊勢年中行事

建久假殿遷宮記

高良社文書

嘉祿山口祭記

永仁注進狀

頭工日記

神事供奉記

春日神木入洛記

永享大嘗會記

大倭社注進狀

諸神記

春日小社記

二十二社注式

二十二社本緣

宮主秘事口傳

出雲大社記

永正記

請屋日記

神葉日記

永和大嘗會記

伊勢公卿勅使例

諸社根元記

春日驗記

佐佐木官勘文

神名帳頭注

神階記

諸社大事

太宰府天滿宮記

賀茂注進雜記

香取志

神名帳考證

神名帳土代

神社考

伊勢神名帳再興

尾張國內帳集說

參河國式社考

常陸廿八社考

美濃式社考

加賀式社考

備中神名考

鹿島志

八幡本記

神名帳考

神名帳打聞

神社啓蒙

太神官神名畧記

尾張式社考

遠江式社考

水戸領鎮守帳

若狹國官社私考

備前式社考

安藝式社考

讚岐廿四社順拜記

土佐式社考

大内裏考證

神祇官古圖

神泉苑所傳圖

山域名勝志

畿内志

和州舊蹟幽考

伊賀名所記

伊水温故

勢陽雜記

倭姬世記考

廿四社參詣記

壹岐式社畧記

神祇官圖

神祇官建圖

宮城古圖

雍州府志

國華萬葉記

大和名所圖會

伊賀考

神境紀談

榊原温泉記

志陽畧志

海邦名勝志

三河國二葉松

遠州一統志

駿河國志

駿河新風土記

豆州志

甲斐名勝志

裡見寒話

伊豆海島志

房總志料

常陸志料

水戶領地理志

東極雜記

常陸國誌

談海地志

木曾路名所記

佐々木舊迹見聞錄

都名所圖繪

伊勢參宮名所圖繪

美濃明細記

濃陽行記

巖邑府志

飛州志

信濃地名考

木曾路記

上野國志

下野國志

下野風土記

白河故事考

奧州紀行

封内風土記

奧羽觀迹聞老志

磐城風土記

磐城志

會津風土記

會津舊事考

三山雅集

東國旅行談

若狹國志

越藩拾遺

越中舊事記

越後名勝志

佐渡事畧

丹波志

丹後宮津志

但馬考

因幡民談

因幡志

懷橘談

隱州視聽合記

作州風土畧

備中集成

巖島道芝記

陽國名跡志

讚州府志

宗像事跡考

筑後地鑑

筑紫巡遊目錄

霧島山地方圖

神代山陵考

八重葎

播磨名跡志

備前國志

藝備國郡志

南紀名勝志

紀伊國名所圖會

筑前續風土記

筑後志畧

西行雜錄

鹿兒藩名勝考

西遊記

京都廻記

大和廻記

有馬温泉記

行囊鈔

武藏地名考

山吹日記

和漢三才圖會

新撰姓氏錄

尊卑分脉

鴨縣主系圖

松尾社司系圖

秦氏本系帳本朝月令等所引

藤原系圖

吾孀路記

木曾路記

一宮巡見記

神拜舊祠記

四神地名錄

和爾雅

南游紀事

中臣本系帳

皇胤紹運錄

丹生祝氏文

中臣系圖

佐々木系圖

荒木田系圖

伊香氏系圖

出雲國造系圖

和氣系圖

高橋氏文本朝月令所引

菅原系圖

河野系圖

高階系圖

拾遺和歌集

清輔朝臣集

金葉和歌集

兼盛集

度相系圖

清原系圖

阿蘇大宮司系圖

多米氏本系帳政事要畧所引

津守系圖

紀伊國造系圖

中原系圖

小塞圖志

萬葉和歌集

後拾遺和歌集

千載和歌集

扶木鈔

神祇官年中行事歌合

中務內侍日記

河海鈔

承久四年百首

多氣窓螢

親行道記

都之裏

長明無名鈔

道行夫理

元亨釋書

大和葛寶山記神祇本源所引

高野大師遺告

新撰六帖

袖中鈔

八雲御鈔

坂土仰太神宮參詣記

鴨長明海道記

堀川院後百首

回國雜記

美惠北國紀行

楊鳴曉筆鈔

天台座主記

東大寺要錄

山家要畧記

叡岳要記

毘沙門堂所藏記

廣隆寺來由記

承平七年室生山寺奏狀

改曆雜事記

元弘元年劔璽渡御記

船氏墓誌

峯相記

關東評定傳

本朝文粹

姓靈集

姓靈集便蒙

寺德集

東寺長者補任

東大寺戒壇院神名帳

革曆勘文

詞林採葉鈔

對馬國卜部龜卜次第

園部狀

人車記

更科日記

續本朝文粹

忠富王記

羅山集

林塘集

釋日本紀

日本紀纂疏

新安手簡

契冲書簡

古事記傳

玉葛間

元史

仙覺万葉鈔

日本紀通證

擁書漫筆

閑田耕筆

古史傳

北史

東國通鑑

五雜俎

神祇志料總目

初篇

○第一卷

神代事實自天地開闢至葦草葺不合命鵜

○第二卷

神祇沿革自神武天皇朝至平城天皇朝

○第三卷

神祇沿革自嵯峨天皇朝至近街天皇朝

○第四卷

神祇沿革自二條天皇朝至後小松天皇朝

○第五卷

恆例臨時祭儀

內侍所

同御神樂

大嘗祭
 祈年祭
 月次祭
 新嘗祭
 大殿祭
 神衣祭
 神嘗祭
 大忌祭
 鎮華祭
 相嘗祭
 鎮魂祭
 鎮火祭
 道饗祭
 祈年穀祭
 八十島祭
 御贖祭
 大神室使
 大祓
 祈雨神祭
 名神祭
 霹靂神祭
 遣蕃國使時祭
 却送蕃客神祭
 附疫神祭
 雜祭

二篇

○第六卷

神社
 宮中卅六座
 京中三座
 山城國一百廿二座
 附式外諸神

○第七卷

神社
 大和國二百八十六座
 河內國一百十三座
 和泉國六十二座
 攝津國七十五座
 附式外諸神

○第八卷

神社
 伊賀國廿五座
 勢伊國二百八十五座
 志摩國三座
 尾張國一百廿一座
 附式外諸神

○第九卷

神社
 參河國廿六座
 遠江國六十二座
 駿河國廿二座
 伊豆國九十二座
 甲斐國廿座
 相模國十三座
 武藏國四十四座
 安房國六座
 上總國五座
 下總國十一座
 常陸國二十八座
 附式外諸神

○第十卷

神社
 近江國一百五十五座
 美濃國卅九座
 飛驒國八座
 信濃國四十八座

上野國十二座
陸奥國一百座
附式外諸神
下野國十一座
出羽國九座

○第十一卷

神社 若狹國四十二座
加賀國四十二座
越中國卅四座
佐渡國九座
附式外諸神
越前國一百廿六座
能登國四十三座
越後國五十六座

○第十二卷

神社 丹波國七十一座
但馬國一百卅一座
附式外諸神
丹後國六十五座
因幡國五十座

○第十三卷

神社 伯耆國六座
石見國卅四座
附式外諸神
出雲國一百八十七座
隱岐國十六座

○第十四卷

神社 播磨國五十座
備前國廿六座
備後國十七座
周防國十座
附式外諸神
美作國十一座
備中國十八座
安藝國三座
長門國五座

○第十五卷

神社 紀伊國卅一座
阿波國五十座
伊豫國廿四座
附式外諸神
淡路國十三座
讚岐國廿四座
土佐國廿一座

○第十六卷

神社 筑前國十九座
豐前國六座
肥前國四座
日向國四座
薩摩國二座
對馬島廿九座
筑後國四座
豐後國六座
肥後國四座
大隅國五座
壹岐島廿四座

○第十七卷

官殿之制 神祇官 伊勢神官
出雲大社

神官

神官把笏

叙位

太占

神祇志料第一卷

○目錄大意

門人笹島彰謹記

此卷とは、道元大原は天神之起り、政の根本を天神に起る事と知らせめむとの意にて、先づ天地の始、三神造化の首を作給へる事より始て、神々相承て其功を輔相給ひ、伊邪那岐命、伊邪那美命、天神の詔を受て、國土を造堅め、萬物の祖神を生成し、生の終て三柱の貴子を得て、御事任し給ひて事、天照大御神は高天原に御在坐して、六合に照臨し、顯見蒼生の爲に衣食住の原を開き給ひ、八百萬神は各其明靈の徳もて、大御神に仕奉り、化育の功を熒理給ひて、素盞鳴尊は、御任の天下を治め給はば、勇悍安忍にして、衣食住を害ふ御所爲れみ坐を事を御怒りまゑ、天窟戸に隠り給ひしかば、思金神の思慮よよりて、中臣忌部の諸神、其衣食往の物を能成と整へ、大御神の御意を取奉り、又種々よ招禱の方を謀とより、神祭の禮典始り、其御怒

み解ませ御在し坐に至りしが、素盞鳴尊ハ其罪之因て、千座置戸の祓物を
出と、諸神に逐はれ、其祓除の功驗にて、御心清々しく平穩になり給ひ、韓國
よ天降り、木種と播し吾御子の所治國と浮寶あら受ハ不善と詔て其子五
十猛神と率て還て大八洲國內に木種を殖生し、八岐大蛇と屠て百姓の害
を除き、神劍と獲て天上と獻り、比類なき衣食住の事共を、一向と力め整ひ
高貴大神とならせ給ひ、終と根國と往坐しより天下ハ主なき國の如くな
りしが、其五世孫大己貴神此國土を經營め、醫藥禁厭の方を定め、威徳と天
下を蒙らるめ、大國主神となりて、強暴の神とを治め給ひしが、天神ハ此
國を修理固成と詔へ給ひ、結局と聞ゆるに、大御神と素盞鳴尊と御誓の間よ
生坐る御孫命の天降り坐て、此國土を治め給へ給ひ、事即伊弉那岐命の素
盞鳴尊と天下と治看せと詔別坐る事の結局として、甚奇びと妙なるを、此
時に當りて、大國主神吾は幽事を治む、皇御孫命は顯事を知食せと申きて

此國を避奉り、杵築宮に鎮坐るは、顯幽の分界なるが、大御神の御子天穗日
命として、其祭祀を掌らしめ、又大御神御手つから三種の神器を御孫命に
授けまゐりて、天日嗣の隆まことを事、天地の共无窮なるべしと詔ひ、又齋庭の
穗と中臣忌部二神と給て、御孫命に御れと詔まよ、筑紫に臨幸まゐ
て神器を同殿とませ奉り、又大嘗祭を始め給ひ、三御世の間、其國と都と給
ひし事を記と、はた今の現に人み那の安く穩よ在經るは、即天神の賜物な
る事、その天神は萬物の在の悉作成る世人に賦與給へる恩資ます事、夫の
みならん、今ハ天皇帝命は、即大御神の天日嗣にまゐり、人み那は何れを天神
地祇の御裔なれば、本よ報い始に反り、已が祖神の天祖天孫に仕奉りしが
如く、天皇帝命の忠誠を盡し、神々を敬ひ奉るべき義理をも含蓄し、記され
たれば、觀る人其心し、能讀能味ふ可物也かし

神祇志料卷之一



常陸 栗田寛 編輯

神祇一

道は大原は天神に起り、政の根本を又天神に起り、其天神の徳は高く貴く奇く妙にして、固より凡人の智も、思ひ量るべきにあらざ、庸人と言以て稱奉るべきにあらず、謹て神典に載る所を考ふるに、天地の始に生坐て萬物の産靈を主宰給ふ神を天御中主神、高皇産靈神、神産靈神となん申奉る、其後神々相繼て伊弉諾尊、伊弉冉尊、尤靈威の徳ましまして、其生坐る御子神みな萬物の祖神となり給ひき、故天祖天照太御神をして、高天原を治め、月讀尊をして、滄海原を治め、素盞鳴尊をして、天下を治しめ給へるを以て、群神又皆其職掌に仕奉り、綿津見神は海を治め、瀨都波能賣神は水を掌り、久久能智神は木を知り、大山祇神、鹿屋野比賣神は山野の事を掌り、志那都比古神は風

を掌り、迦具土神の火を知り、深食神の穀物を掌り、思金神の深智を運らし、天
兒屋命太玉命の神祭の事を掌り、手力雄神の其勇力を致し、武御雷神、經津主
神の征討の事を預り、各其道を盡給ひしかば、天地の萬物ありの悉よく育
養れ、天下の蒼生みな其深仁厚澤に潤ふ時は、道の大原天神に起る者言を
俟どて知るべき也。天祖高天原に坐て、既神衣を織坐し、新嘗聞食て、本に
報ひ神を祭ふに禮を始め、又皇孫命は天璽の神寶を授け坐て、威靈を寶鏡に
寓給ひ、中臣忌部二神として、神籬を起し、皇祖天神を齋奉らめ給ふを以て、八
十萬神各天業を輔贊勤しみ、皇孫命は仕奉り、神と人と相遠からせ、祭と政と
二つある事なくとも、皇祖天神を祭ふの禮愈著く、君と臣との道正しく嚴よ
して、假初も天位を窺寄奉る者なく、寶祚を無窮に傳給ふ時は、神聖の大道
斯に至て、益明らか也。神武天皇天祖の威靈に依り、天神の大教に従て、兵威を
耀し給ふに、兇賊忽と誅なほ、檀原と都と給ふ時、冥時を建て、皇祖天神を祭

り、本は報ふるの道と盡し給ひしかば、天下大に治りぬ、崇神天皇最も神祇を
敬ひ、天社國社を定め、神地神戸を置く時は、災異忽に滅し、蠻夷貢物を捧奉り、
垂仁天皇其御心を繼坐て、天祖の神を伊勢に崇奉り、兵器を以て神幣と爲給
ひき、此は其神祇を崇め奉るのみとあらせ、皇神を崇み給ふが中、兵の道を
自らともらひ、大威稜を振起し坐す中も、又神祭の禮儀を備りてありける。
故倭建命は草薙劍を賜りて、東國を伐給ふと、蝦夷だち所に順服奉り、神功皇
后神誨を蒙りて、新羅國を攻るに、韓人御奴と仕奉りき、是に由る之をみれば、
神祇を敬ひて、兵威を耀し、青雲の靄く極み、舟楫に至り留る限り、狹國は廣く、
險き國は平けく、天地の間に生とて生る者をして、天神の威靈を蒙らざる者
なららしむるは、實に天祖天神の神慮とて、遠天皇命の承繼し給ふ大業の
本也。けり、初皇孫命天降りしより、瑞垣の朝に至るまで、天祖天神天皇と宮殿
を同じ、中臣忌部は世々天皇を翼け、神事を掌り、或は皇子を以て忌人とて、或

は大臣を以て齋主と爲し神と人と相違からざ祭と政と二つある事なく天皇命ハ實に天津日繼と坐々々天祖を崇め給ふ事天日を仰奉るに異なる事なく其寶鏡を齋奉る事天祖に親とく仕奉るが如くなるを以て臣連伴造天神也裔地祇也胃とある者皆其祖神を忘るゝ事なく齋き祭りつゝ各もおのも其祖神の天祖と仕奉りて職業をて皇孫命と仕奉る時は朝廷よき其功烈ある八十萬神等を諸國に祭らとめ給へるを以て祖先を祭るの神天下へ行はれき是故と道は大原は天神に起り政は根本を又天神に起れりといふ也上代の天皇命うくれさまに神道を以て國體を立て神命を奉はりて政を行ひ神意を本と爲て教化を施し天下を治め和と坐とをかば下が下まで紛亂ることなく各其本を忘るゝ事なく皇神を敬ひて心に穢きくまをかろと天皇命は御心を心として現人神と仰奉り言騒く蒸人さへも可畏天皇と仕奉りて國內よ惡風荒水の傷ひなく夷狄盜賊の寇なふ事をあらざりといふ天神

の御心を大御心と爲て神世の隨に大簡とまつりごち給へる故とこそはといどもいとを長く貴き大御世の狀とぞありけり然るに欽明天皇は朝佛法中國に渡り參來とより蘇我稻目等豐聰耳皇子と心を合せ物部中臣の二氏を傾けて大と之を崇めつるを以て古の典禮悉く壞れ種々の禍事繁興り天下の民ども甚亂りがはしくなりをてゆき終て其本を忘るゝに至れり故孝德天皇始て制度を改て其弊を矯正し天智天武は二御世にも其を受繼して神祭の典をも定め給ひ文武天皇の朝に神祇は令典を設け醍醐天皇延喜の式を定るゝ及て天下大小神社の差祭幣多小の數又大に備れり唯中世以來古へ民を治るを本して神を敬ひ萬づと齋清まはり種々の物を獻り琴ひき笛吹歌舞して易簡に祭りつる御事を忘て何事を神とのみ頼み奉りて御祭繁く瑣細しく天日嗣の尊きを以て自ら三寶奴と名のり給ふが如き事とへ出來つるに合せて佛氏の法國內に蔓延りし間に行基最澄空海等が奸僧相

繼て本地垂跡の說を唱へて長くも天祖天神を汚し奉りよより延曆園城等の僧徒動をそれば神威を假りて朝廷を劫奪する朝廷にハ唯其請を許さ給ふのみよして大に皇神を敬ひ給ふ道を振起して彼が邪謀を挫き健く雄々しき皇威を耀え其勢を防ぐ事ありハ是は以て後世ト部兼俱が如き神道の名を託けあるにもあらぬ說を構造り明神を蔑し朝廷を欺奉りて後邪說日熾とて神體なる道日に暗く我皇祖天神の教を設け政を施し給ふ深意を辨難きに至り然ハあしと天祖天照大御神の御光ハ少くも曇り給ふ事なく皇孫命は今の現と天璽を持し給ひ天日嗣知看て高御座より大座ませば直く正なき真の神道は動かさざりけり然らば古昔の禮典を修め神聖の大道を明かさんと明神を敬ひて淫なる祠を黜げ百姓の心を一本に立て太平の基を建ふは又朝廷の政に在のみ蓋遠とめるぎの官職を定め政を施し給ふも軍を興し禮儀を行ふもみな神祇を本とし給ふ時ハ後て天下を治る

天地初發

者考を斯よ致さざるべけんや故今謹て上世の傳を據り神祇の本原を述べ次に列聖神を敬ふに義を明らし祭祀の禮典を記し又天下大小の神及式外諸神の史文令式に載る者悉く篇に著し神祇志を作る

神世七代

天地の初發の時高天原に成坐る神の名は天之御中主神次に高御產巢日神是ハ皇親神留岐命よ坐り次に神產巢日神此は皇親神留彌命よ坐り高皇產巢日神亦高木神と申也此三柱神は實に造化の元始をなし給ひ並獨神成坐て御身を隠し給ひき古事記日本書紀一書次に國稚く浮暗の如くとて水月など漂蕩へる時牙の如萌騰る物に因て成坐る神の名ハ宇麻志阿斯訶備比古遲神次に天之常立神○按日本書紀一書に天常立尊此二柱神を獨神成坐る御身を隠し給ひき上件五柱神ハ別天神也古事記次に成坐る神の名ハ國之常立神亦ハ國狹立尊と申也○按日本書紀此神ハ次ハ國次ハ豐雲野神亦豐斟淳尊又豐國主尊又豐組野尊と申也亦豐香節野尊又浮經野豐買尊又

豐國野尊亦豐齋野尊とも申す。此二柱神も獨神成坐て御身を隠し給ひき。次に成座る神の名は宇比地邇神、妹須比地邇神、亦湍土根尊、沙土根尊と申す。次に角杵神、妹活杵神、次に意富斗能地神、亦大戸摩彦尊、又大富道尊と申す。妹大斗乃辨神、亦大苦邊尊、亦大戸摩姬尊、又大富邊尊と申す。次に游母陀琉神、妹阿夜訶志古泥神、亦吾忌樞城尊、又青樞城根尊、亦吾屋樞城尊と申す。次に伊邪那岐神、妹伊邪那美神。一説には國常立尊の子天鏡尊の子天萬尊、其子沫蕩命、即此二神を生坐りとあり、然れど書紀本文及古事記共に此説なし、故今取らざ。又按妹とハ古へ夫婦なまれ兄弟なまれ、他人とぞにまれ、男と女と相並ぶ時、其女を指て云ふ稱よて、此なる男女の神も、其父母を同じくぞふの謂よハあるべからざ。姑附考に備ふ。上件國之常立神より以下、合せて神世七代と申す。此はみな高天原なまたまして、三神造化の功を贊成給へる神等也。古事記、日本書紀大意、於是天神諸神命以て伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱神に、此漂蕩へる國を修理、固成と詔て、天瓊戈を賜ひて、言依し給ひき。故二柱神、天浮橋と立ちて、其瓊戈を指下して、滄海を畫探り、游能基呂島を獲給ひ。

夫婦之道

其島に天降り坐て、其天瓊戈を其島に衝立て、國中の御柱とし、其事本紀、釋日本私記、八尋殿を見立て、共に住給ひき。爰に伊邪那岐命、其妹伊邪那美命に、吾と汝と國土生成むと思ふは、奈何と詔へば、伊邪那美命、然善むと白給ひき。伊邪那岐命、然らば此御柱を行廻逢て、美斗能麻具波比せなど云期て、乃汝は右より廻逢へ、我は左より廻逢むと詔給ひ。約竟て廻坐時、伊邪那美命、先阿那邇夜志、愛衰登古衰と唱給ひ、後に伊邪那岐命、阿那邇夜志、愛衰登賣衰と詔給ひ。各詔ひ竟て、後に伊邪那岐命、悦給はば、其妹と吾ハ男に在れば、先唱ふべき理也。如何女言先立や、不良と詔ひて、久美度と興と、御子蛭子を生給ひ。次に淡島を生給ひき。此は並子の列に入らば、於是二柱神議り給ひつらく。今吾生りし子不良なほ、天神に御許に奏すべと詔ひて、即共に參上りて、具に其狀を白して、天神に命を請給ひき。爾天神の命以て太兆と相教給ひ、女と言先立ちに因て、不良還降りて改め言と詔給ひき。故二柱神、即返降坐

大八州出生

て改て伊邪那岐命は左より、伊邪那美命は右より、彼國之御柱と往廻りて遇給ふ時、伊邪那岐命先妍哉可愛少女袁と唱給ひ、後、伊邪那美命妍哉可愛少男袁と和言き、如此言竟て御合坐、即大八洲國を生給き、國毎に各名あり、日本書紀、淡道と穗之狹別と云、次に伊豫と愛比賣といひ、讚岐と飯依比古と云ひ、粟と大宜都比賣と云ひ、土左と建依別と云ふ、伊豫以下四國を合せ次に隱岐と天之忍許呂別と云ひ、次に筑紫を白日別豐國と豐日別肥國を建日向日豐久士比泥別熊曾と建日別と云ふ、筑紫以下四國、合次に伊岐と天比登都柱と云ひ、次に津島を天之狹手依比賣と云ひ、次に佐度島、○按次に大倭豐秋津島を天御虛空豐秋津根別と云ふ、凡此十四國ハ所謂大八島國也、然後還坐し時、生坐る吉備兒島を建日方別と云ひ、小豆島と大野手比賣と云ひ、大島と大多麻流別といひ、女島と天一根と云ひ、知訶島と天之忍男と云ひ、兩兒島を天兩屋と云ふ、既、國生竟、更に生坐る神名ハ、大事忍男神、次に石土毘古神、次に石巢比賣神、次に大戸日別神、次に天之吹男神、次に大屋毘古神、次に風木津別之忍男神、○按日本書紀、大事忍男神以下七神、次に海神名大綿津見神、次に水戸神名速秋津日子神、速秋津比賣神を生坐き、此、速秋津日子速秋比賣二神、河海に因て、持別て生坐る神名、沫那藝神、沫那美神、次に頼那藝神、次に頼那美神、次に天之水分神、次に國之水分神、次に天之久比奢母智神、並て八神、○按日本書紀、此八神、次に風神名志那都比古神、次に志那斗辨神を生坐き、亦名天之御柱、命國之御柱命と申、次に木神、久久能智神、次に山神、大山津見神、次に野神、鹿屋野比賣神、亦名は野椎神を生坐き、志那斗辨神亦名、據日本書紀、舊事本紀、延喜式、此、大山津見神、野椎神二神、山野と因て、持別て生坐る神名は、天之狹土神、次に國之狹土神、次に天之狹霧神、次に國之狹霧神、次に天之閻戶神、次に國之閻戶神、次に天戸惑子神、次に大戸惑女神、并て八神、次に鳥之石楠船神、亦名、天鳥船神、次に大宜都比賣神を生坐き、古事記、舊事本紀、○按日本書紀、爰に伊邪那岐命、伊邪那美命二

諸神生成

次に石巢比賣神、次に大戸日別神、次に天之吹男神、次に大屋毘古神、次に風木津別之忍男神、○按日本書紀、大事忍男神以下七神、次に海神名大綿津見神、次に水戸神名速秋津日子神、速秋津比賣神を生坐き、此、速秋津日子速秋比賣二神、河海に因て、持別て生坐る神名、沫那藝神、沫那美神、次に頼那藝神、次に頼那美神、次に天之水分神、次に國之水分神、次に天之久比奢母智神、並て八神、○按日本書紀、此八神、次に風神名志那都比古神、次に志那斗辨神を生坐き、亦名天之御柱、命國之御柱命と申、次に木神、久久能智神、次に山神、大山津見神、次に野神、鹿屋野比賣神、亦名は野椎神を生坐き、志那斗辨神亦名、據日本書紀、舊事本紀、延喜式、此、大山津見神、野椎神二神、山野と因て、持別て生坐る神名は、天之狹土神、次に國之狹土神、次に天之狹霧神、次に國之狹霧神、次に天之閻戶神、次に國之閻戶神、次に天戸惑子神、次に大戸惑女神、并て八神、次に鳥之石楠船神、亦名、天鳥船神、次に大宜都比賣神を生坐き、古事記、舊事本紀、○按日本書紀、爰に伊邪那岐命、伊邪那美命二

三柱貴御子

神共に議りて詔給はく、吾は既に大八洲國及山川草木の神を生り、何を天下の君と坐、神を生ざらめやと詔給ひて、日神を生坐き、天照大御神と申せ、亦御名を大日靈尊と申せ、亦天照大日靈尊と申せ、次に月神を生坐き、月讀命、亦名月弓尊と申せ、次に建速須佐之男命を生坐き、日本故其天照大御神質性に光華明彩く坐て、六合に照徹らせり、故二神大く歡喜とて詔く、吾子多なれども、若此靈異なる子は不在此國と留むべきに非と詔て、即其伊邪那岐命の御頸珠の玉緒珍々然取ゆらがして、天照大御神に賜て詔く、汝命は高天原を所治と事依とて賜ひき、故其御頸珠の名を御倉板舉之神と申せ、即其以下是時天地相去こと遠からざりしかば、天之御柱を以て、天上と舉奉り給ひき、次に月讀命も其光彩日神に亞て、明麗く坐き、故詔く、汝命は滄海原湖之八百重古事記夜之を知せと事依と給ひて、天上に送奉りき、次に建速須佐之男命に詔曰く、汝命は天下海原と作るを知らせと事依し給ひき、日本書記及一書〇按本書一説と曰伊

迦具土神

并諾尊、吾御寓珍子を生まむと詔ひ、左手に白銅鏡を持給ふ時に、大日靈尊坐と、右手に白銅鏡を持給ふ時、月弓尊坐し、又首を廻とて、願瑠玳間に化坐る神と、素盞鳴尊と申せとあり、古事記書紀一説、伊邪那岐命、阿波岐原御禊の條、上筒之男命を生坐る次に、左御目を洗給ひし時、天照大御神、右の御目を洗給ひし時、月讀命、御鼻を洗給ひし時、建速須佐之男命坐り、故大く歡ばとて詔く、吾は御子生るる生の終、三柱貴子を得たりと詔ひき、とをあり、今姑く書紀初三神造化の原始を成し給ひきより、天照大御神、高天原を治と正文に從ふ、初三神造化の功を成整ひて、天地萬物の化育を掌り給ひき、故別天食に至る、悉に其造化の功を成整ひて、天地萬物の化育を掌り給ひき、故別天神と同じく、天神と申せ奉り、又天津日繼治とめ、天皇命の大御祖神と坐すを以て、即天祖とも申奉りき、日本書紀古事記一説に曰、伊邪那美命、麻奈弟子に火産靈神を生給て、御身焼えて石隠坐て、伊邪那岐命と夜は七夜、晝は七日、吾を勿見給ひし、我那勢命と白し給ひき、此七日は不足て、其隱坐事奇とて見をなはず時、火を生給て、御身焼えて病臥し、悶熱懊惱坐と時に、金山毘古神、次に金山毘賣神を生坐き、悶熱以下、參取日本書紀一書古事記、而して白し給ひ、吾那勢の命の吾を見給ふなど、白せと、吾を見、阿波多志給ひつと申給て、我那勢命は上

津國と知看べし吾ハ下津國と知らむと白し復石隠給て與美津枚坂に至
 坐て所思食さく吾那勢命の所知食上津國と心惡子と生置て來ぬと詔給ひ
 て返り坐とて更に御子水の神土の神天吉葛川茶を生給ひ此心惡子の心荒
 ひそば水ノ神匏土ノ神川茶と持て鎮奉れと事教悟し給ひき延喜式其水神は
 彌都波能賣神と云ひ土神は波邇移麻比彌神亦名は波邇夜須毘賣神と云ふ
 亦名據古事記舊事本紀○按二書波邇夜須毘賣神と云ふとあり姑附て考と備ふ故是火
 神と日本書紀一書土神を埴安神と云ふとあり姑附て考と備ふ故是火
 産靈神其波邇移麻比彌神に娶て生坐る神名は和久産巢日神此神の頭上に
 蠶と桑と生り臍中に五穀生りき日本書紀一書○按古事記此神を以て伊弉
 故今之此神の御子を豊宇氣毘賣神亦登由宇氣神と申古事記即伊勢大御神
 の御饌都神等由氣大神也止由氣大神 故伊弉那美神は火神を生坐るに因て
 遂に神避坐ぬ故爾伊弉那岐命詔はく愛しき我汝妹命や子の一木に易つる
 哉と詔ひて御枕方と匍匐御足方と匍匐て哭給ふ時に成坐る神名は清澤女

神此は香山之祓尾之樹本に坐神也於是伊弉那岐命御佩せる十拳劔を抜て
 迦具土神を斬給ふ時其御刀の前と着る血湯津石村に激り就て成坐る神
 名は石折神次に根折神次に石筒之男神○按日本書紀一書に磐筒男神磐筒
 の兒磐筒男神磐筒此は徑津主神の祖也次に御刀の本に着る血を激越着て成
 坐る神名瓊速日神次に樋速日神此者建御雷之男神の祖也○按日本書紀
 瓊速日神其子熯速日神其子次に御刀の手上に集る血手俟より漏出て所成
 武甕槌神とあり今之に従ふ次に御刀の手上に集る血手俟より漏出て所成
 神名は八咫加美神○按日本書紀一書此神次に閻御津羽神 古事記參取日其
 殺とえ坐と迦具土神の御骸に成坐る神名は正鹿山津見神於騰山津見神與
 山津見神閻山津見神志藝山津見神羽山津見神原山津見神戸山津見神古事
 按日本書紀一書に大山祇中山祇麓山是時の血激瀝て石磔樹草と染る此草
 祇籬山祇五神を擧て本書と稍異なり
 木沙石の自ら火を含む縁也日本書紀一書故斬給へる刀名は天之尾羽張と云ふ亦
 名ハ伊都之尾羽張と云ふ於是其妹伊弉那美命を相見まく思ほとて黄泉國

夜見國

神祇志

八

追往坐き故其殿騰戸より出向坐時に伊邪那岐命語らひ給はく愛き我汝
 妹命吾汝と所作と國未だ作り竟どあれば還坐ぬと詔ひき爾伊邪那美命答
 へ給はく悔なき哉速く來坐きて吾ハ黄泉戸喫たつ然れども愛我那勢命入
 來坐事恐れれば且黄泉神と相論はむ我を莫視給ひそと白して其殿内よ
 入坐久間甚久しくて待難給ひき故一火燭して入見坐時に宇士多加禮斗呂
 呂岐豆八種の雷神成居き於是伊邪那岐命見畏て逃還り坐時其妹伊邪那美
 命吾に辱見せ給ひつと言し給ひて即豫母都志許賣を遣きて追きめ又後に
 は其八雷神に千五百の黄泉軍を副て追きめき爾御佩る十拳劔を抜て後手
 と布伎つゝ逃來坐るを猶追て黄泉比良坂の坂本に到時其坂本なる桃子
 を取て待撃給ひしかば悉逃還りき爾伊邪那岐命桃子に告給はく汝吾を助
 ちが如葦原中國と在ぬ宇都志伎青人草の苦瀬と落て苦たまむ時に助け
 てよと詔ひて意富加牟豆美命と云ふ號を賜ひき古事記此桃を以て惡神を防

ぐ事の縁也日本書紀最後に其妹伊邪那美命身自ら追來坐き即千引石を其黄
 泉比良坂と塞て其石と中と置いて各對立きて事戸を度と時に伊邪那美命言
 給はく愛なき我那勢命如此爲給はく汝國の人草一日に千頭絞殺とむと白
 ち給ひき爾伊邪那岐命詔曰く愛なき我那邇妹命汝然爲給はく吾はや一日
 に千五百産屋立てむと詔ひき是以一日に必千人死一日に必千五百人生る
古事記古事さきに伊邪那岐命彼國より出返らむと爲給ふ時に直に黙歸り給は
 て盟給はく族離む族に負じと詔ひて乃唾給ふ時に成坐る神名速玉之男神
 次に掃給ふ時と成坐る神名ハ泉津事解之男神凡二神坐と又雷神追來時に
 此より來莫と詔ひて即其御杖を投棄給ひき其御杖と成坐神名は來名戸之
 祖神と申し亦岐神と申し按古事記伊邪那岐命御杖の時御杖と成坐る
 神名衝立船戸神とあるは本書及延喜式祝詞と
 據ふ蓋岐神也然るをかく記せし事ハ御杖を於是伊邪那岐命復詔曰く始
 投棄と云ふ因て混れと傳也姑附て考と備ふ
 め族とて悲みそと思をしつるは吾怯也けりと詔給ふ時と伊邪那美命泉

道守者之白と云め曰く吾汝と已に國を生き奈何更に生まく欲せむ吾ハ此國に留りて共に還らじと白と給ひき是時菊理媛神を白と事あり伊邪那岐命聞して善給ひ乃散去日本書紀一書故其伊邪那美命を黄泉津大神と申と亦追及しと依て道敷大神と云り古事記此神は紀伊國熊野之有馬村に葬奉りき土俗此神の魂を祭ふに花ある時ハ花を以て祭り又旗を立て笛吹鼓打歌舞て祭る日本書紀一書○按本書伊邪尊焦えて化去また終矣又伊邪諾尊其妹を見まく欲とて乃殞歟の處に至り坐とあるハみな身死給へる事なれど一書に火産靈を生給ふ時子の爲に焦えて神退矣其神退まともども時則水神土神を生まじみえ鎮火祭祝詞に石隠り給ひて與美津枚坂より返坐て更に水神云々四種物を生給ふ又一書に伊邪諾尊伊邪尊の所在處は遂坐り坐て語ふなどあるを合考ふるに神遊神退は共に石隠りと云ふらひも死給ひと後の事にあらざらざるハ此一書にて著と故其葬處を此に廻らとて記せり姑附又曰出雲國と伯耆國との堺比婆之山に葬奉るとも云ふて後考と備ふ

又曰出雲國と伯耆國との堺比婆之山に葬奉るとも云ふ故其所謂豫母都比良坂は今出雲國の伊賦夜坂と云ふ亦其豫美坂に所塞と石ハ道反大神とも申と亦塞坐黄泉戸大神とも號と

伊邪那岐大神既還坐て悔給けらく吾は伊邪那志許米醜めき汚穢國に至て在けり故吾は大御身の袂爲たと詔て粟門及速吸名門と往見給ふ然に此二門は潮太急し故坐紫日向之橋小門之阿波岐原に幸坐て禊祓給と一書古事記故其投棄も御帶御裳御衣禪冠左右の手纏も各も成坐る神名道之長乳齒神○按本書此神は前と衝立船戸の次に時置師神次に和豆良比能宇斯神次に道俟神○按道俟神疑らくは八衢比古八衢比賣同次に飽之宇斯神○按日一書長道磐神煩神開神道敷神五神と次に奥疎神次に奥津那藝佐昆古神舉て平坂に争ひ給ふ時所生の神とす

次に奥津甲斐辨羅神次に邊疎神次に奥津那藝佐昆古神次に邊津甲斐辨羅神古事記舊於是上瀬ハ瀬速し下瀬ハ瀬弱と詔給ひて中瀬に墮潜て滌給ふ時に成坐る神名八十禍津日神次大禍津日神○按日本書紀此神なし又一書に備ふ此二神其穢繁國に至坐し時の汚垢に因て成坐る神也次に其禍を直と云とて成坐る神名神直毘神次に大直日神次に伊豆能賣神次に水底に

滌給ふ時に所成神名、底津綿津見神、次に底筒之男命、土命あふ蓋同神也。
 中に滌給ふ時に所成神名、中津綿津見神、次に中筒之男命、土命あふ蓋同神也。
 同神水上、滌給ふ時に所成神名、上津綿津見神、次に上筒之男命、土命あふ蓋同神也。
 土命あふ蓋同神也、又按本條八十禍津日神以下諸神、又上に記せる泉津事解
 之男、又延喜式大祓祝詞に、速秋都比吹氣吹戸主神、速佐須良比吹神、あふを
 生竟て後生坐る十神と合考ふあふ疑がば、とき事あり、彼大事忍男ハ事解之
 男とあたり、石土毘古石巢比賣は、上筒之男命、大戸日別は、大直日神、天之
 吹男は、氣吹戸主に、大屋毘古は、大綾津日神、又大福津日神に、大綿津見ハ三柱
 の綿津見神に、速秋津日子比賣は、伊豆能賣神とあたり、如是れば、彼十柱神
 ば、もと此御祓の時に成坐る神等の一傳なり、しが、亂て重複りし物と見ゆ、故
 書紀には、右れ神名の多く見えざるハ、除れつるにや、あらむ、然れども、今、
 改むべきにあらねば、此三柱綿津見神ハ、阿曇連等が祖神と、以齋く筑紫、斯香
 姑附て後考に備ふ、其底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱神ハ、墨江之三前
 神也、舊事本紀、其底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱神ハ、墨江之三前
 大神也、書古事記、一凡神祭之火を忌み、又祓禊する事は、みな此より起れり、
 延喜式、日初、天照大御神、月讀命、各々各々、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱神、乃御
 本紀纂疏、初、天照大御神、月讀命、各々各々、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱神、乃御
 依の隨、知看が中、速須佐之男命、依し給へ、是國を知とて、八拳、鬚心前に

須佐之男命
哭泣

至るまで泣哭て、青山と枯山など泣枯し、海河は悉泣乾き、又勇悍安忍坐して、人
 草多に天折えき、古事記、日、是以惡神の音なひ、狹蠅など皆漏萬物の妖悉に發
 りき、古事記、故伊邪那岐大神、速須佐之男命に語く、何とかを汝は事依せる國を
 治とぞて、哭泣ると詔へば、答曰、僕ハ、此國根之堅洲國に罷らむと思ふが故に、
 泣と申給ひき、爾伊邪那岐大神、大く御忿怒坐て、汝甚無道、天下の君と坐すべか
 らど、汝此國を治ば、殘傷こと多ならむ、此國にハ、莫住と詔ひて、即神逐に夜
 良比給ひき、古事記、參取日、故爾速須佐之男命言と給はく、然らば、天照大御神
 請て罷りなむと申し給へば、勅許と詔ひき、因乃、天よ參上坐き、古事記、日、是
 後伊邪那岐大神、既に大徳を著し、至功と成畢給ひ、天よ登り復命と給ひて、日
 之少宮に留宅坐き、此ハ、淡路洲に坐と、又淡海の多賀に坐大神也、日本書紀、古
 於是速須之男命、天よ參上り給ふ時に、山川悉よ動み、國土皆な震き、此ハ、神性
 の雄健て然ありと也、爾天照大御神聞驚とて、我那勢命の上、來坐と故ば、必と

御宇氣比

善心ならじと詔ひて、即御髪を解て御髻と纏て、御裳を縛て袴と爲し、左右の御髻にも御裳にも、左右の御手よもみな八尺勾璉の五百津の美須麻流の珠を纏持て、曾毘良にハ千入の鞆を負ひ、五百入の鞆を附け、臂には稜威の高鞆を取佩して、弓腹振立て、劔の手上取握て、堅庭は向股に踏泥み、沫雪など蹴散して、伊都の男健踏健び、稜威の噴讓を發して、待間給はく、何故上り來坐ると問給、爾速須佐之男命答曰、吾は邪心なし、唯大御神の命以て吾哭伊佐知流事を問給ふ故に、白つらく、吾は姓國を往むと欲て哭と白しかば、大御神然らば汝は此國を勿往と詔て、逐給ふ故に、罷往とぞ是狀を請とむと思てこそ、雲霧を跋涉りて參上りつれ、姊命の翻て怒り坐むとは、思はざりけり、吾は異心なとと白給へば、天照大御神然らば汝心は清明事は、何以知らまると詔ひき、於尾速須佐之男命

各字氣比て其誓の間、子生なと白給ひき、古事記、參取日故爾各天、安河を中置て、相對立とて、五字據日本、宇氣布、本書紀及一書

三 女神

時、天照大御神詔曰、若汝異心有は、其所生兒必男子ならむと言詔て、詔曰日本書紀、先速須佐之男命の御佩せる十拳劔を乞度て、三段に打折、天の眞名井に振滌て、佐賀美に迦美て、吹棄氣噴、狹霧に成坐る神名は、多紀理毘賣命、次市杵島比賣命、次多岐都比賣命、凡三柱女神生坐き、於是速須佐之男命、天照大御神の左に御美豆良と纏せる八尺勾璉の五百津の御統の珠を乞度して、瓊響を珍々然、天の眞名井に振滌て、齟然咀嚼て、吹棄氣噴の狹霧に、男御子化生き、於是速須佐之男命與言とて、正哉吾勝と詔ひき、故其御名を正哉吾勝、勝速日、天之忍穗耳命と申、男御子以下、參取日本書紀及一書、〇按一書、古語奉りて、端八坂瓊之曲玉を献、素蓋鳴尊、其瓊玉を持て、天照大神に奉り、誓、約の間に、其瓊玉に感て、吾勝尊を生坐とあるは、蓋一説也、姑附て考ふ、備ふ、此右の御髻と纏せる珠を乞度とて、齟然咀嚼て、吹棄氣噴の狹霧に成坐る神名ハ、天之穗日命、次に御に所纏珠を乞度して、佐賀美、邇伽美而吹棄る氣、吹の狹霧に成坐る神名は、天津日子根命、次に左御手と所纏珠を乞度して

五 男神

齟然咀嚼、吹棄氣吹の狭霧に成坐る神の名、活津日子根命、次は右、御手に所纏珠を乞度と、齟然齟、吹棄氣吹の狭霧に成坐る神名、熊野久須毘命、亦名熊野忍蹈命、亦名熊野忍隅命、凡五柱男神生坐、古事記亦名、以於是天照大御神方速須佐之男命の固より悪き意なき事を知看、日本書紀一書、故詔曰、是後に所生、五柱男子は、物實我物に因て成坐り、故自ら吾子也、先に生坐る三柱女子は、物實汝物に因て成坐り、故乃汝子也、如此詔別給ひ、古事記、其、三柱女神と須佐之男命を授て、筑紫洲に天降り坐とめ、汝三柱神、道中降居て、天孫を助奉り、天孫命の爲に所祭よと教給ひ、一説に云、三柱女神と葦原中國の中、在て、號と道主貴と申と、此三柱神は、筑紫、胸形君等が以齋く胸形三前は、筑紫水沼君等が齋祭る神也、此三柱神は、筑紫、胸形君等が以齋く胸形三前大神也、日本書紀及一、故其後に生坐る五柱の男子の中、正哉吾勝々速日天之忍穗耳命、亦名天、大耳命、亦名天、忍穗根命、日本書紀一書、又稱て天祖吾勝尊と申と、此御子ハ天照大御神特と鍾愛て、常に御腹に懷て育給ひ、仍腹子と稱奉

りき、古語拾遺、此神高御産巢日神の御女、萬幡豊秋津師比賣命に娶坐て、生坐る御子、天照國照彦火明命、亦名天、火明命、此神天道日女命に娶り生坐る兒、天香山命、亦名天、香語山命、此は尾張國造、尾張連等が祖也、古事記、日本書紀、次、天穗日命の子、建比良鳥命、此は出雲國造、无羽志國造、上苑上國造、伊自牟國造、津島縣直遠江國造等之祖也、次に天津日子根命は、凡川内國造、額田部湯坐連、茨木國造、倭田中直山代國造、馬來田國造、道尻岐閉國造、周芳國造、倭淹知造、高市縣主蒲生稻寸、三枝部造等之祖也、古事記、是より前、天照大御神、月讀神と詔給はく、葦原中國之保食神と云神有りと聞り、汝往て候べしと詔ひ、故月讀神勅の隨に天降り坐て、保食神の許に到り給ふ、故保食神其口より飯及鱈廣物、鱈狹物、毛鹿物、毛柔物と取出て、其種々の味物を百取の机に作具て進、取古事記、取出以下、参時に月讀神忿り作色と詔曰、穢しき哉、鄙と、き哉、何を口より吐れる物を以て、吾も養とぞと詔ひて、迺劍を抜て、其神を擊殺と、復命て、具に其事を言と時、

天照大御神甚く御怒坐て、汝は惡神也、相見まく欲せざと詔て、各隔離て住坐
 き、○按古事記、月讀神を、是後天照大御神復、天熊大人、大人據舊を遣して、看
 ちめ給ふ時、保食神實己に死たりき、故其殺さ之給へ、神其身體、粟、種
 稻、種、麥、大豆、小豆、及蠶と牛馬と生き、故天熊大人皆取持來て奉進、是時、天照
 大御神喜して詔曰、是物は顯見蒼生の食て活べき物ぞと詔て、乃粟、稗、麥、豆を
 陸田種子と、稻と水田種子とし、又天邑君と定め、即其稻種と始て、天狹田長
 田に殖ちめ給へば、其秋、垂穗八握、莫々然て、甚快矣、日本書紀一書○按古事
 記、神產巢日御祖命之
 取らしめ、種とあり、此保食神ハ、即大宜津比賣神也、參酌日本書紀
 一書古事記 凡桑、葉を以
 ち蠶を養ひ、其蠶を口裏に含て、絲を抽き、又絁織の業、蓋此時より始まりき
 日本書紀一、爾速須佐之男命、天照大御神と白と曰く、我心清明故、我生りし
 書、神名秘書、爾速須佐之男命、天照大御神と白と曰く、我心清明故、我生りし
 御子男子を得たり、此に因て白と曰く、自ら我勝ぬと云て、勝佐備に春は、大御神
 の御營田に畔放、溝理、樋廢、重播、秋は穀物己に成る時、絡繩を曳、且馬伏

須佐之男命 勝佐備

串刺き、古事記、男子據日本書紀、春、亦天照大御神の新嘗、聞看時に、其新宮の
 御席に下に陰と尿まり散しき、○按古事記、新嘗新宮、大御神知しめと受て
 徑、其御席の上、坐き、是と由て御體不平給ふ、日本書紀 故然爲れども、天照
 大御神は、恩親に御意以て、溝給は受恨給は受容て詔曰、如尿は、醉て吐散すと
 こそ、我那勢命如此爲つらめ、又田に畔離、溝理、地を惜とこそ、我那勢命如
 此爲つらめ、と詔直し給へども、猶其惡態止まて、轉あり、日本書紀、天照大御
 神、齊服屋に御坐て、神衣織ちめ給ふ時、其服屋棟を穿ち、天斑駒と逆
 剝に剝て墮し入る、時、天衣織女見驚きて、梭を身と衝傷ひて死にき、古語
 拾遺天斑駒と、故爾天照大御神發愠坐、天石屋に入坐と、石戸を開て刺隱
 り坐き、古事記、發愠據日本書紀、○按日本書紀云、素蓋鳴尊、天照大神に神衣
 を織給ふと、齊服殿に坐を見て、天斑駒と剝き、殿裏を穿て投納、時
 に天照大神驚動給ひ、梭を以て御身を傷給ひき、又一説云、稚日女尊、齊服殿
 に坐て、神の御衣を織給ふ時に、素蓋鳴尊之を見て、斑駒と逆剝、殿内に
 納給ひき、爾稚日女尊驚て、機より墮、持たぬ梭に體を傷て、神退坐き、故天
 照大神素蓋鳴尊に詔給はく、汝猶黒心あり、相見まく欲せ受と詔て、乃天石窟

天石屋戸

に入坐て、磐戸、爾高天原皆暗く、葦原中國悉闇し、此に因て常夜往、○按日本書紀、六合之内、常闇にして、於是萬神の音響ハ、狹蠅など皆漏萬妖悉之發りき、是以八百萬神愁迷て、天安の河原に神集々て、禱奉るべき方を計る、愁迷據古時と語拾遺

高御産巢日神の子思金神に思はれ給ひき、此神思慮の智あり、故深謀り遠く慮て、白と給ハく、彼神の象を圖造りて、招禱奉らむと白給ひき、日本書紀、古事記、故是思金神の兒、天表春命ハ、信濃阿智祝部の祖也、次子天下春命は、秩父國

造の祖也、舊事本紀於是思金神の議れ隨に、天安河の河上の天堅石を取り、天金山の鐵を取て、鍛入天津麻羅を求て、伊斯許理度賣命に科せて日像の鏡を造らしめき、古語拾遺、古事記、○按日本書紀一書云、鏡作部遠祖天糠戶神初度と造れり、一面は、少とる諸神の意に合は受、此は紀伊國に坐日前國懸大神也

古語拾遺、釋日本紀小次度と造れり、八咫鏡、又云、其狀明麗うりき、是右記、諸神據鎮座傳記、次度と造れり、八咫鏡、又云、其狀明麗うりき、是ハ伊勢に崇祭る大御神に坐と、古語拾遺、參取日本書紀、故其伊斯許理度賣命は、鏡作部

祖也、日本書紀一書、爾玉祖命と科て、八尺勾瓊の五百津の御統の珠を造らとめ、古事山電神と科て、五百箇真坂樹八十五玉鏡と探とめ、野槌神に科て、五百箇野篤八十玉鏡と探とめき、日本書紀一書、故是玉祖命亦名權明玉命、又天明玉命、○按日本書紀一書、玉作部遠祖豐玉神玉を造らとめ、高御産巢日神の孫、玉祖連、忌玉作出雲國、玉作等祖也、日本書紀一書、玉作遠祖伊弉諾尊兒、天明玉神と作ら、爾に高御産巢日神の子

天太玉命に、諸部の神と率て、和幣を造らとめき、故長白羽神と科せて、麻を殖て、青和幣と作らとめ、天日鷲神、津昨見神に科て、穀木を殖と、白和幣を作らしめ、天羽槌雄神と文布と織とめ、天棚機姫神に神衣を織とめ、手置帆負神、彦狹知神と科て、天御量以と大峽小峽の材と伐りて、瑞殿を造り、又御笠矛盾を造らとめ、天目一箇神に科て、雜刀斧及鐵鐸を作らとめ、給ひき、古語拾遺、故是長白羽神は

伊勢國麻績氏祖也、古語拾遺、次に天日鷲神ハ、粟國忌部の祖にとめ、其國に坐忌部神也、日本書紀、古語拾遺、次に天羽槌雄神は、倭文氏の祖として、大和國葛木

坐忌部神也、日本書紀、古語拾遺、次に天羽槌雄神は、倭文氏の祖として、大和國葛木

坐忌部神也、日本書紀、古語拾遺、次に天羽槌雄神は、倭文氏の祖として、大和國葛木

坐忌部神也、日本書紀、古語拾遺、次に天羽槌雄神は、倭文氏の祖として、大和國葛木

坐忌部神也、日本書紀、古語拾遺、次に天羽槌雄神は、倭文氏の祖として、大和國葛木

坐忌部神也、日本書紀、古語拾遺、次に天羽槌雄神は、倭文氏の祖として、大和國葛木

坐忌部神也、日本書紀、古語拾遺、次に天羽槌雄神は、倭文氏の祖として、大和國葛木

倭文坐天羽雷命神常陸國靜織里坐靜神也古語拾遺延喜式參取常陸國土記日本書紀纂疏次に手置

帆負神は讚岐國忌部の祖彦狹知神ハ紀伊國忌部の祖也日本書紀一次に天書古語拾遺

目一箇神は天津日子根命の兒筑紫伊勢兩國忌部の祖也新撰姓氏錄凡此古語拾遺

種々の物既ニ備りて皆來集ヘル時に天兒屋命天太玉命を召て天香山の眞

男鹿の肩骨を全抜に抜て天波々迦を取て占へ擬とめて天香山ハ五百箇眞坂

樹を根掘に許士て上枝ニ其天明玉命の作れル八尺勾瓊五百津御統の玉を

取着け中枝に其伊斯許理度賣命の作れル八咫鏡を取繫げ下枝ニ天日鷲命

ハ所作木綿を取垂て此種々の物ハ太玉命布刀御幣と取持て天兒屋命太

詔詞禱白して○按古語拾遺に太玉命として捧持稱讚ととめ又天兒屋命も相副に祈禱ととめきとあきと稱讚祝詞は中臣氏ハ職幣帛と

執持て仕奉ルは忌部氏の職な事神世より以來定まれ例として日本書紀古事記神祇令祝詞など詳なれば此說恐らくハ謬れり故今探ら受姑附て

考に神祝祝古事記日本爾常世長鳴鳥を集めて互に長鳴せしめ天手力男備ふ神祝祝古事記一書

神御戸腋ニ隠立とて天宇受賣命天之香山ハ天之日蔭と手繼に繫け天之眞

拆を鬘とし天香山ハ小竹葉飲懋木葉を手草に結ひ手に著鐸の矛と持て天

之石屋戸前ニ庭燎を燒き誓槽伏々踏登杵呂許志神懸と胸乳をかき出裳

紐を陰に推垂き爾高天原動りて八百万神共に笑ひき日本書紀古事記於是天照大御神怪しと思ほし天石屋戸を細めに開て内より詔給へるは吾隱坐

に因て天原自開く葦原中國も皆開けむと思ふを何以天宇受賣は樂し亦八

百萬神諸咲ふぞと詔給ひき爾天宇受賣汝命に益りて貴神座すが故に歡喜

咲樂と白とき如此白と間に天兒屋命太玉命其鏡を指し出天照大御神ニ示

奉る時天照大御神愈奇とと思ほして稍戸より出臨坐時にか隠り立

天手力男神其扉を引開其御手を取て引出奉りき古事記日即天兒屋命天太玉命尻久米繩を其御後方に控度して此より内に莫還り入坐と白

と記古語拾遺是時鏡を以て其石屋ニ入しりば戸ニ突觸て小し瑕つけ

り其瑕今猶存り日本書紀一書故天照大御神を新宮に遷と坐せ奉り大宮賣神を

とて御前より侍はれ、今世内侍善言美詞を以て君と臣との間を和らぎ、宸襟を悦ばせ奉るが如き是也。豊磐間戸命、櫛

磐間戸命、其殿門を守衛とめき、此三神は、共々天太玉命の子也。古語故天照

大御神天石屋戸を出坐る時に、高天原も葦原中國も自ら照明りて、衆俱に相

見ると、面皆明白き故、諸神大喜て、手と伸て歌舞ひ、相共に阿波禮阿那於茂

志呂阿那多能志阿那夜夜、飲饗と稱給ひき。古事記古語拾遺諸神、凡て御世

御世も承繼坐て天神地祇を祭り給ふ禮典は、蓋皆此より起れり。日本書紀令義

故其天兒屋命は、興台産靈神玉主命の女許登能麻遲比賣命に娶り所生子に

して中臣連等の祖也。日本書紀一書古事記、天太玉命は、忌部首等が祖、天宇受

賣命は、後女君等が祖也。古事記、於是八百萬神共に議り、速須佐之男命に千座置

戸を科せ、亦鬚髮及手足の爪を抜とめて、乃天兒屋命は、其僻除の太諄辭を

宣とめ、速須佐之男命を噴て、汝所行甚とがなし、故天上に勿住と、又葦原中國

にも莫住と、底根國と速造と云て、神逐やらひき。日本書紀及時霖降しうば

須佐男之命神逐

青草を結束て蓑笠と爲て、衆神に宿乞給ふに、皆汝は躬行悪く、逐請し神也、

如何我も宿乞と云と、共に距申しき、是以甚く雨降風吹とも、得留休也、辛苦つ

つ降り坐き、自爾以來、蓑笠を着て他人の屋内に入事と諱み、又束草を負、他

人家内に入事と諱て、此も犯者は、必受解除と償ふ、此大古の遺法也、是後速

須佐之男命詔給はく、我諸神も所逐て、今永く去らむとせむ、如何我姊命と

見之奉ら受、檀に徑去らむやと、詔て、迺後天に上參給ふ時に、天宇受賣命之

を見て、大御神と白せば、吾那勢命上來坐る故は、復好意にあらじと、詔給ひき

於是速須佐之男命、天照大御神に白し給はく、吾更と昇來、由は衆神我を根

國に逐ふ故、今去りなむとせむ、姊命も見奉らて、ハ離り奉る事あたハねと

そ實に清心を以て復上り來つれ、今見之奉る、と已訖ぬれば、神等の意の隨承

く根國も歸なむ、姊命平安坐て、天國も照臨看せ、且吾清心をて生る兒等は

姊命も奉る、と白とて、復還り降坐き、此時須佐之男命、其子五十猛神と率て

新羅國曾尸茂梨地に降到居坐て乃興言し曰く此地は吾居ま欲せ受と
 詔て埴以て造れ舟に乗て東に渡り出雲國簸川上なる鳥髮之峯に到坐き
 ○按出雲風土記意宇郡安來郷れ條云神須佐乃鳥命天の壁立廻り坐し時此
 來坐て詔はく吾御心は安平く成ぬと詔ひき故安來と云とあるは蓋此時
 の事也姑附爾須佐之男命詔曰韓郷れ鳥は金銀あり吾兒の所馭國に浮寶不
 考と備ふ爾須佐之男命詔曰韓郷れ鳥は金銀あり吾兒の所馭國に浮寶不
 在は不佳と詔て乃杉檜椀樟を生三給ひ又其用ふべき法を定めて乃稱し曰
 く杉と樟と此兩樹は浮寶と爲べし椀は瑞宮の材と爲べし椀ハ顯見青人草
 の奥津棄戸に將臥む具と爲べしと詔て其瞰べき八十の木種も皆能播生し
 給ひき初其子五十猛神亦名大屋彦神亦名據舊事本紀天降坐る時樹種を多と持
 て下り坐き然れども韓地に殖受盡と持歸りて筑紫より始て大八洲の國內
 悉く播殖て青山と成給ひき即紀伊國に所坐大神也此神の妹大屋津姫命按
 舊事本紀大屋次子抓津姫命も木種を分布三給ひき故此神を紀伊國に渡奉
 姫神と作日本書紀爾須佐之男命鳥髮の地と降り給ふ時しを箸其河より流れ下り

八俣大蛇

き故其河上と人在けりと思して覓上り往坐しは老夫と老女と二人在て童
 女を中と置いて泣なり汝等ハ誰ぞと問給へば其老夫僕は國神大山津見神也
 子也僕名ハ足名椎妻が名ハ手名椎女が名は櫛名田比賣と白も亦汝の哭由
 ハ何如と問給へば我女本より八稚女ありき是之高志の八俣遠呂智なも年
 毎と來て喫なる今其來ぬべき時なふが故泣と白す其形狀は如何とかと
 問給へば彼が目は赤加賀智なも身一つと頭八尾八あり亦其身は羅及檜
 楯生ひ其長と谿八谷峽八峽に度りて其腹を見れば悉く常も血爛たりと申
 也爾速須佐之男命其老夫は是汝れ女ならば吾と奉らむやと詔給ふに恐れ
 れど御名を知ら受と白せば吾は天照大御神の伊呂勢也故今天より降り坐つ
 と答給ひき爾足名椎手名椎神然坐とば恐し奉らむと白き爾速須佐之男
 命乃其童女を湯津爪櫛と取成て御美豆良に刺て其足名椎手名椎神と告給
 はく汝等八鹽折れ酒と醸○按日本書紀一書衆菓を以て且垣を作廻し其垣
 酒八甕を醸む又毒酒を醸む

に八門を作り門毎に八假殿を結ひ其佐受岐毎に酒槽を置り槽毎に其八醜酒を盛て待てよ我汝の爲に其蛇を殺してよと告給ひき我字以下據日本書紀一書故告給へる隨に設備て待時に其八岐蛇信に言しが如來つ乃槽毎に各を各も巳が頭を入れて其酒を飲ぎ於是飲醉り留て伏寝たり留字據應永爾速須佐本古事記之男命其御佩せる十拳劔を抜て其蛇を斬散給ひしかば肥河血に變て流れき故れ其中尾を斬給ふ時御刀に刃毀き怪しと思ほして御刀の鋒以て刺割り見そなはしむらば都牟刈之大刀あり故此大刀を取て異物ぞと思ほして天照大御神に白上給ひき○按日本書紀一書曰素盞鳴尊詔給はく此劔は吾葺根神をして天叢雲劔是也蓋大蛇に居る所の上に常雲氣ありし故に奉り給ひき天叢雲劔以下據故是以其速須佐之男命宮造るべき地を出雲國名けたりき日本書紀一書と求給ひき爾須賀地に到坐り詔曰く吾此地に來坐て我御心清々たると詔て其處になも宮作りて坐々けら茲大神初須賀宮を作らんと時に其地より

須賀宮

雲立騰りし爾御歌作し給ふ其御歌は夜久毛多都伊豆毛夜幣賀岐都麻基微爾夜幣賀岐都久流曾能夜幣賀岐表於是其足名推神を喚て汝は我宮の首たると告給ひて稻田宮主須賀之八耳神と命せ給ひき此足名推神亦名稻田宮主神といふ亦字以下據日本書紀○按摩書之稻田宮主實狹之八箇耳に作り又此神號を以て足摩故手一乳二神の號と今姑く古事記に從ふ故其極名田比賣亦云奇稻田姬是也と以て久美度と起り所生神名を八島士奴美神と云ふ又大山津見神の女名神大市比賣と娶て子大年神次と宇迦之御魂神を生給ひき古事記都留支日子命國忍別命磐坂日子命衝杵等乎留比古命青幡佐草日子命も又皆此大神の御子神也爰に須佐之男大神須佐郷に至坐て此國は小國なれども國處也故吾名は石木と着じと詔て即己命の御魂を鎮置り大須佐田小須佐田と定給ひ土記出雲風然後に熊成岸に居り遂に根國に入坐り日本書紀一書是は出雲國熊野坐大神也出雲風土故其大年神の子大國魂神次に韓神次に曾富理神次に白日神次に聖神亦子大香山戸臣神次に御年神亦

大國主神々系

子奥津日子神次に奥津日賣神亦名大戸比賣神此は諸人の以拜く竈神也次に大山昨神此神は近淡海國の日枝山に坐も亦葛野の松尾に坐用鳴鑿神也次に庭津日神次阿須波神次波比岐神此阿須波神波比岐神は座摩御巫の持齋く神也此字以下次に香山戸臣神次に羽山戸神次に庭高津日神次に大土神亦名土之御祖神上件大年神の羽山戸神次に若山昨神次に若年神次に妹若沙那賣神次に彌豆麻岐神次に夏高津日神亦名夏之賣神次に秋毘賣神次に久久年神次に久久紀若寶葛根神上件羽山戸神の子並八神故其大年神の兄八島士奴美神亦名清之繫名坂輕彦八島手神又清之湯山主三名狹漏彦八島野神亦名據日本書此神四世の孫天之冬衣神之葺根神蓋同神也姑附て考に備ふ此神の子大國主神亦名大穴牟遲神と申也故此大國主神の庶兄弟八十神坐き然もども皆國は大國主神に避奉りき避奉りし所以に其八十神各々各を稻羽の八上比賣を婚はむれ心有て共に稻羽に往けり時に大穴牟遲神に袋を

聘八上比賣

負せ從者として率往き於是八上比賣八十神に答けらく吾は汝等の言に聞じ大穴牟遲神に嫁なといふ故爾八十神怒りて大穴牟遲神を殺ともと相議りて伯伎國の手間山本に至て云けるに此山に赤猪在なり故和禮共追下りなば汝待取れ若待取らざらば汝を殺ともと云て猪に似たる大石を火以て焼て轉落さき爾追下り取時に即其石に燒着て死給ひき爾其御組命哭患々天に參上りて神産巢日之神に白給ふ時乃蚶貝比賣と蛤貝比賣とを遣て作り活さしめ給ふ爾蚶貝比賣岐佐宜焦て蛤貝比賣水を持て母れ乳汁を塗しかば麗しき壯夫に成て出遊行き於是八十神見て且欺る山に率入て大樹を切伏せ矢を茹て其木に打立其中に入らとめ即其冰目矢を打離ちち拷殺しき爾亦其御祖命哭つて求ば見得て即其木を拆て取出活して其子告曰く汝此間に在らば遂に八十神に所滅なむと詔る乃木國の大屋毘古神の御所に速遣き爾八十神覓追至りて矢刺時に木俟より漏逃て去給ひ

き、御祖命子に告云く、須佐能男命の坐まを根堅洲國に參向てよ、必其大神議り給ひなむと告給ふ、故詔命の隨に參出て其大神の女須勢理毘賣命を妻とて住坐き、初須佐之男命の御所に參到し時、須勢理毘賣出見て目合とて還入る、其御父に甚麗と云き神來坐とつと白と給ひき、故其大神出見て、此葦原色許男と云ふ神と詔ひて、即喚入て、其蛇室屋に寝とめ給ひき、於是其妻須勢理毘賣命蛇比禮を其夫と授て、告云、其蛇昨むとせば、此比禮と三擧て打撥給へと、告給ふ、故教れ如と給ひとらば、蛇自ら静りと故に平寢て出給ひき、亦來日、夜は吳公と蜂との室屋に入給ひとを、且吳公蜂の比禮を授て、先の如教給ひし故に、平て出給ひき、亦鳴鏑と大野の中に射入て、其矢を採とめ給ふ、故其野に入坐時、即火を以て其野を焼廻らとつ、於是出む所を知らざる間に、其處を踏とかば、富良なる處ありて、落入隠りと間、火は焼過ぬ、於是其妻須世理毘賣ハ、喪具を持って哭つつ來ま、其父の大神ハ、己に死ぬと思ほして、其

野と出立せば、爾其矢を持って奉りき、爾其大神如此種々、苦まとめ給ひつれど、何も平安坐事を御心と愛く思ほして、寢坐せる時に、其妻須世理毘賣を率て其大神の生太刀生弓矢及天沼琴を取持して、沼琴應永逃出坐時に、其天沼琴樹に觸て地動鳴き、故其所寢大神聞驚して、黄泉比良坂まで追至坐て、遙に望て、大穴牟遲神を呼て曰く、其汝が持る生太刀生弓矢を以て、汝が庶兄弟等とば、坂の御尾に追伏せ、河の瀬毎と追撥て、意禮大國主神となり、又宇都志國玉神となりて、其我女須世理毘賣を嫡妻とと、宇迦山の本、底津石根に宮柱太知、高天原と氷椽高知て居、是奴よと詔ひき、於是大國主神八十神を伐ととて、城名樋山に地に城を作り給ひ、其八十神とば、青垣山内に置たらじと詔、於是大國以下、其大刀弓矢を持て追避る時、坂の御尾毎と追伏せ、河の瀬毎と追撥て、國作り始給ひき、故其八上比賣ハ、先期の如く、美刀阿多波志つ、故其八上比賣は率て來坐つととも、其嫡妻須世理毘賣を畏み、其生坐

子ば木俟に刺抉て還り坐き故其子れ名と木俟神と申す亦名は御井神と申す此は座摩の御巫の伊都伎奉る神也座摩以下於是大國主神廣矛を御杖と爲て國中に邪鬼を穢平給へるを以て亦名を八千矛神と申す參取日本書進此八千矛神高志國に沼河比賣に娶坐て子健御名方神を生坐き下據舊事本又其神の嫡后須勢理毘賣命甚く嫉妬し給ひき故其比古遲神和備て出紀雲より倭國より上り坐むとしく束装立す時片御手は御馬の鞍に繫け片御足其御鐙に蹈入る歌ひ給ふ爾其後大御酒杯を取らとて立依指擧る歌坐る即宇伎由比して宇那賀氣理て今に至るまで鎮坐き其夫神の歌に曰烏玉の黒き御衣をまつぶさに取束装澳津鳥むなみる時鱸たぎを尾はふとはづ邊津浪磯に脱棄鵜鳥の青き御衣を眞具に取装ひ澳津鳥留みる時波多々藝母とを不宜邊津浪磯に脱うる山縣に麻岐斯阿多泥都岐染木が汁と染衣を眞具と取装ひ澳津鳥留看る時はたたぎを此と宜し伊刀古夜の妹乃命群鳥れ我群往ば引鳥れ我引往ば泣じとハ汝ハ言とを山處の一本薄うなりぶと汝が泣さまく朝雨れと霧と立むぞ若草の妻れ命こととの語りごととを婆其後神の歌に曰八千矛の

大國主神之裔

神の命や我大國主こそハ男にい坐ば打見る鳥れ崎々かき見る磯の崎れも若草の妻持せらぬ吾はまよ女にしあれば汝を置て夫はなと汝を置て夫は無と文垣のふはやが下と蒸被柔が下と袴袈とやくが下と沫雪の若やる脚とを叩きたたきまながり眞玉手玉手とを纏服長に寐をと宿せ豊御酒たて奉る故此大國主神胸形奥津宮に坐神多紀理毘賣命と娶て生坐る子阿遲鉏高日子根神次に妹高比賣命亦名下光比賣命古事記故其阿遲鉏高日子根命御鬚八握生まで御辭通ハとて晝夜甚哭坐き其時御祖命御子を船と乘て八十島を率巡りつゝ宇良加志給へとも尙やまど哭坐き爰に大神夢願し給はく御子の哭由を夢に告給へと願坐けるに夜御子の辭通はと夢に見給ひき寤て問給ふ時に御津と白とを何處を然云と問給へば即御祖命れ御前を立去り出坐て石川度り坂上と至留りて此處と白と給ひき爾時其津の水を汲出て御身沐浴坐き故其處を三津と云故此水は國造神吉事奏とに朝廷と參向ふ時に汲出る用初る水也故是阿遲鉏高日子根命の子名多伎都比古命亦

子鹽治昆古命と申す出雲風 大國主神亦神屋楯比賣命に娶て生坐る子事代

主神亦八島牟遲能神の女鳥耳神に娶て生坐る子鳥鳴海神古事記 亦子山代日

子命亦子和加布都怒志命此神は天御領田の長仕奉坐出雲風 亦子伊勢都

比古命伊勢都比賣命亦子石龍比古命妹石龍比賣命亦子建石敷命亦子玉足

比古命王足比賣命播摩風 此大國主神の子凡一百八十一神坐日本書紀 一書故其

鳥鳴海神日名照額田毘道男伊許知邇神に娶て生坐る子國忍富神此神葦那

陀迦神亦名八河江比賣に娶て生坐る子速甕之多氣佐波遲奴美神此神天之

甕主神の女前玉比賣に娶て生坐る子甕主日子神此神於迦美神の女比那良

志毘賣に娶て生坐る子多比理岐志麻流美神此神比々良木之其花麻豆美神

の女活玉前玉比賣神に娶て生坐る子美呂浪神此神敷山主神の女青沼馬押

比賣に娶て生坐る子布忍富鳥鳴海神此神若畫女神に娶て生坐る子天日腹

大科度美神此神天狹霧神の女遠津待根神に娶て生坐る子遠津山岬多良斯

神凡八島士奴美神より以下之を十七世神と云ふ古事記 ○按本書に十五神あ

り乎或は其二世の神名を初大國主神平國の時に出雲國伊佐佐の小汀に到

脱せふ歟姑附考備ふ坐て御食せむ時海上より人聲あれば驚きて求給ふに更なる物も見えぬ頃時あ

りて一人の小男波穗より天之羅摩船に乗て鷓鴣羽を衣服にし湖水の隨

歸來りつ故其名を問はれども答へず且所從は神等に問はれども皆知らざ

と白き故久延昆古を召て問はしむ此は神産巢日神の御子少名昆古那神

なりと白しき故爾に使を遣はし神産巢日御祖命に白上しかば詔曰此は實

に我子也吾生る子千五百座あり其中に最悪くて教養に順はば吾手俟より

漏墮る子也愛み養ふ汝葦原色許男命と兄弟と爲る其國を作り堅めてよ

と詔ひき故其より大穴牟遲と少名昆古那と二柱神相竝ばして心を一ひ力

を戮せ葦原を殖生しつゝ此國を作堅給ひ參取日本書紀古事記 葦原復顯見蒼

生及畜産の爲にハ其病を療す方を定め又鳥獸昆虫に災異を攘はむと爲て

大穴牟遲
少名昆古
那經營國
土

は禁厭の法を定給ひき、是以百姓今に至るまで、咸く其恩頼を蒙て、皆効驗あり、日本書紀一復比少名毘古那神ハ酒を造りて神也、故亦區之神と申す、日本書紀古語拾遺、日本書紀、播磨大國主神少名毘古那神に謂り給ハク、吾等が造りし國何善成りと謂らむやと詔へば、少名毘古那神或は成せぬ處あり、或は成さざる處も有と詔ひき、其後少名毘古那神は常世國と渡坐き、於是其國中の成終ざる所をば大國主神獨ちて能國巡り作り給ひ、出雲國に至坐て、乃興言と詔曰、此葦原中國は、本より荒芒て、磐根草木まで咸強暴ありと、吾既と摧伏て皆和順へり、此に因言ば、今此國を理ふは、唯吾一人而已也、何れの神と共々吾此國を相作らましと詔ふ、時に海原を照して依來る神あり、其神の詔曰、如吾あら受ば、汝何能此國を平めや、吾在に依ると、此大造續を建つれ、能我御前を治めてば、吾共々に相作り成るを、若然らば國成難ましと詔ひき、爾大國主神問給ハク、然らば汝ハ誰ぞと、答曰、吾ハ

平國之議

汝の幸魂奇魂也、大國主神白し給ハク、然り、廻知ふ汝は吾幸魂奇魂也、けり、今何處に住むと思ふぞと、白給へば、吾は倭の青垣山、山上に齋奉れと、答言き、故彼處に御室を營りて、鎮坐せしめ給ひき、故御室山と云ふ、此ハ大國主神、和魂に坐三輪の大物主神也、又狹井社に坐ば、此神の荒魂神也、參取日本書紀、御室以下據大三輪鎮、蓋天神の命もて、此漂へる國を修理固成せと詔へ、大命と速須佐之男大神より大國主神に傳へて、天下を經綸せしめ給ひき、故大國主神、即其大功績を成、訖座を以て所造天下大神と稱奉りき、日本書紀古事記、於是天照大御神の詔命以て、豐葦原の千五百秋、長五百秋、於水穗國ハ、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命の所知國と、言依と給ひて、天降と給ひき、古事記、爾天忍穗耳命、天浮橋を立とて、臨睨て詔曰、彼地は甚く騷擾て在けり、不須頗傾凶めき國也、告給ひて、更に還上らとて、天降り坐ざる状を、天照大御神に請給ひき、爾高御產集日神、天照大御神の命以て、天安河の河原に、八百萬

神を神集集へて思念神を思はしめて詔曰此葦原中國は我御子の所治國と
 言依し給へる國也故此國は道遠振荒振國神靈なる光耀神死神多に在て磐
 根木株草の片葉を能言語が如夜ハ火瓮の若之と喧響畫ハ狹蠅なとて之を沸
 騰何神と使して平けまこと詔ひき爾思念神及八百萬神等咸議り白さく
 天菩比神は傑たる神也是遣まてまと言き故天菩比神を遣しつれば乃大國
 主神に媚附て三年に至まで復奏とぞりき日本書紀及古事記故仍其子大背飯三熊
 之大人を遣まつゝに此神も其父も順ひて報命ぞりき日本書紀是以高御產巢日
 神天照大御神亦諸神等に問給はく葦原中國を遣せる天菩比神久とく復奏
 と受亦何神と使まれば吉げも爾思念神諸神等命白さく天津國玉神の子天
 若日子は壯士なり遣してまと申まき故爾天鹿兒弓天羽羽矢を天若日子に
 賜て遣しき於是天若日子も忠誠ならん彼國に降り到て即大國主神の女下
 照比賣を妻とま亦其國を獲と思て八年に至まで復奏とぞて高津鳥の災と

依て立處に身亡き日本書紀古爰に高御產巢日神大御神に作る天照更に諸神
 等と會て葦原中國に遣まべき神を選給ふ時思念神及諸神皆白さく思念
 下據古磐裂根裂神の子磐筒之男磐筒之女神の子經津主神是佳げむと申ま
 事記時天安河之河上の天石窟に住神伊都之尾羽張神の子瓊速日神の子燐
 速日神の子建御雷之男神進みて經津主神れみ獨丈夫にして吾は丈夫とあ
 ら受やはと白し給ふ其辭氣慷慨りき故其二柱神を以て葦原中國を平け
 に遣えき日本書紀是經津主神は矢作連が祖也次建御雷之男神は倭川原忌
 寸が遠祖也新撰姓氏錄於是其天菩比神は天の八重雲を押し別て天翔國翔て天下
 を見廻りて返言申給はく豐葦原の端穗國は晝ハ五月蠅なと水沸夜ハ火瓮
 など光神あり石根木立青水沫を事問て荒振國なり然れとも鎮平て皇御孫
 命と安國と平げし所知坐まむと申て己命の兒天夷鳥命古事記天鳥
 を經津主神健御雷之男神と副て天降し遣まて荒振神等を撥平國作之大神

大國主
神避國

を媚鎮て大八島國現事顯事々避ふめき、延喜式健御雷之於是經津主神健御雷之男神出雲國五十田狹の小汀に降到て十掬劍を浪穗に逆に刺立て其鋒端に跌坐て其大國主神と問曰天照大御神高木神の命以て間に使せり汝が所領葦原中國ハ我御子の知さむ國と言依し給へり故先我二神を遣ふ驅除平定ふ奈何避奉らむや否と問給ふ時に答まつらく僕ハ得白さじ我子八重事代主神是白すべきを鳥の遊漁に三穗の崎と往て未だ還來さじ白して即熊野諸手船に使者稻背脛と載遣て高御產巢日神の勅と事代主神に令て報命白さむ辭を問ふ給ひき八重事代主神其父の大神に恐さ此國ハ天神の御子に奉り給へ吾を違ひ奉らじと云て即其船を蹈傾て天逆手を青柴垣に打成て隠り坐き古事記參取此は高市御縣の鳴社及葛城ハ鳴社に坐神也延喜式此神八尋熊罴に化て三島溝織姫に娶て姫蹈韞五十鈴姫命を生坐き日本書故此八重事代主神ハ長柄首長公長阿比古土佐國造等が祖也紀一書

新撰姓氏錄舊事故爾稻背脛報命白す時大國主神其子の辭と二柱神に白本紀續日本後紀給ひき日本書紀故爾建御雷之男神亦白すべき子ありやと問給へば大國主神白給はく亦我子建御名方神あり此を除ては無しと白給ふ間も其建御名方神千引石を于末に撃て來給ひしが建御雷之男神の神異なる威稜と懼て退居り逃去き故追往て科野國洲羽海に追至りて殺さむと給ふ時に建御名方神白しつらく恐る我父大國主神の命違はじ八重事代主神の言違はじ此葦原中國は天神の命の隨獻らむと申給ひき故更に且還來て其大國主神に問曰く汝子等二神ハ天神の御子の命に隨違はじと白しつ故汝心奈何と問給ひき爾答まつらく僕子等二神の白せる隨僕を違はじ此葦原中國は命の隨既に獻らむと言し給ひき古事記於是經津主神還昇りて報告給ふ時に高御產巢日神二柱神を還遣て大國主神と勅曰く夫汝が治せら現事は吾皇御孫命に治さめ汝ハ神事を治せ又汝が住べき天日隅宮は今造ら

せむ。又汝が祭祀を主らむ者は天善比神也と詔しめ給ふ時、大國主神報曰とく天神に勅教如此しを慇懃なるを何命を背き奉らむ如吾防禦ましかば國內の諸神必共ニ防ぎなむを今吾避奉らば誰か不順者あらむ亦僕子等百八十神ハ八重事代主神の御尾前とて仕奉らば違ふ神ハあらじと白し給ひ一書古事記及又其國平給ひし時杖給へる廣矛と二柱神と授けて曰く吾此矛を以て卒に功を成せり皇孫命若此矛を用ゑ國を治めば必平安坐なむ吾所知顯露事ハ皇孫命治むべし吾は退りて幽事を治むと白し乃岐神と二柱神に薦て此神吾に代て奉從べしと言訖即皇御孫命の鎮り坐む大倭國と白して己命の和魂を八咫鏡に取託て倭大物主櫛瓊玉命と名を稱て大三輪神奈備坐せ己命れ子味俎高日子根命の御魂を葛木の鴨の神那備坐せ事代主命の御魂を宇那提神奈備後三字據前に坐せ賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて天神の御子に近守神と貢り置て即躬ら

經津主神
建御雷神
平定中國

瑞之八坂瓊を披て遂に八百丹杵築宮と長へて隠り鎮坐ましき參取日本書紀及一書延喜式此宮造らとて時諸神等宮處と參集て杵築給ひ而る後水戸神の孫櫛八玉神と膳夫とて天御饗献りき出雲風土記古事記爾に神魯岐神魯美命天善比命と詔曰汝天善比命ハ天皇命の手長大御世を堅石に常石と齋ひ奉れと仰賜ひき此は出雲國造が世々杵築宮に仕奉りて神に禮自利臣の禮自と天皇朝廷に御禱の神寶を献りて神賀吉詞を奏と縁也延喜式此字以下參酌續日本紀日本後紀延喜式等大意故經津主神健御雷之男神岐神と郷導とて周流つゝ削平て逆命者は斬戮り歸順者は褒美給ひ荒振神等とハ神攘々ハ神和々とて語問し磐根樹立草の片葉とを語止しめて荒振以下其中に服はざり星神香々背男亦名天ハ倭文神建葉槌命を遣しとらば乃服及一書日本書紀此經津主神國巡り坐時と出雲の山國の地に來坐て是土ハ不止見欲と詔給ひ又楯縫郷にして天石楯縫直坐土記出雲風故其普都大神葦原中津國を巡行山河に荒櫻類を和平畢

て天上に歸らむと思欲く、即隨身嚴伏、甲、戈、楯、劍、及所執玉珪、悉く常陸國信太郷に留置て、即白雲に乗して、天上に還り坐き、常陸風、爾二柱神、共に天上に還り参上り、章原中國ハ、皆曰く言向竟ぬと奏給ひ、参取日本書紀、故此經津主神と齋主神と云ふ、下總國香取神宮ニ坐せ、日本書紀、一亦健御雷之男神を香島天大神と申せ、此ハ常陸國鹿島神宮に坐せ、常陸風土、此二柱神の御子神、陸奥國之鎮り坐は、其後威の遠く被及給へるを以て也、斟酌三代實錄、故此時歸順り、首渠者、大物主神、及事代主神、乃八十萬神を天、高市ニ合、其神等と帥て天に昇て、其誠欸を陳時に、高御産巢日神、其御女三穗津姫を大物主神に配、妻と給ひ、八十萬神を率、永に皇孫の爲に奉護と詔て、即還降らしめ給ひ、即手置帆負神を作笠者と定め、彦狹知神、を作盾者と定め、天目一箇神、と作金者と定め、天日鷲神、を作木綿者と定め、櫛明玉神、を作玉者と定め、即太玉命の弱肩に太手綱と懸て、御手代として、大物主神と祭らむ事、此時

皇孫降臨

より始り、且天兒屋命は、神事の宗源と主神也、故太占の卜事を以て、仕奉らしめ、日本書紀、爾天照大御神、高木神の命、以て、太子正勝、吾勝勝速日、天忍穗耳命に詔曰、今葦原中國平竟ぬと白せ、故言依し、賜へりし、隨降坐、知看と詔ひ、古事記、爾其太子忍穗耳命の答曰く、僕は降りなむ、裝束せし間、子生ま、つ名は、天邇岐志國、邇岐志天津日高日子番能邇々、藝命、亦名天津彦々火瓊々杵尊、又天津彦火瓊々杵根命、亦天津彦國光彦火瓊々杵命、亦天津彦根火瓊々杵命、亦名天之杵火、火置瀬命、亦天杵瀬命、此御子と降せ、べしと白せ、給ひ、此御子、高木神の女萬幡豐秋津師比賣命と娶坐て、生坐、御子也、参取古事記、日天照大御神、高皇産靈神、特に憐愛と思ほし、崇養給ひ、日本書紀、故是以忍穗耳命の白せ給ふまに、日子番能邇々、藝命と詔科て、天津高御座ニ座奉り、天津以下、此豐葦原水穗國ハ、汝知さむ國也、と依し給ふ、故隨命、天降り坐べ、據延喜式、天兒屋命、天太玉命、天宇受賣命、伊弉許理度賣命、玉祖命、並五伴緒、天

五部神

三種神器

忍日命、天津久米命、及諸伴部の神、天物部を支配して、天降り坐さめ給ひき、諸伴部以下據日本書紀一書、舊事本紀、倭姬世記、○按舊事本紀、天物部を於是其遠岐斯以て鏡、速日命に御伴神とせし者、蓋謬れり、説は兵志に詳也。

八坂瓊の曲玉、八咫鏡、及草薙劍、三種寶物を以て、永く天璽とせしめ、永字以下據令義解、延喜式、亦常世思金、神手力男神、天石門別神、古事記、日本護齋鏡、二面子鈴、古語拾遺、一合と副賜ひき、釋日本紀引大倭本記、○按神抵令踐祚の日、忌部神璽之鏡、劍と捧持給ひて、永く天璽とせしむ、所謂神雨之劍、鏡是也、才玉自ら從ふとあるを授給ひて、永く天璽とせしむ、所謂神雨之劍、鏡是也、才玉自ら從ふとあるを以て、鏡劍二種をのみ神雨とせしむ、が如く、聞ゆると書紀一書、古事記並に、三種を擧る時は、其説正確者、明くして、動かすべからず、故今之に従ふ、於是天照大御神、御手鏡、劍を捧持給て、言壽宣給はる、大八島豐葦原に水穗國は、吾子孫に統々王と坐べき地也、皇我珍の御子皇御孫命、就坐、此の天津高御座に御坐て、安國と平け、天津御膳に遠御膳と萬千秋の五百秋に、安らげ、瑞穂を齋庭に知食せ、此に鏡は、專吾御魂として、吾御前を拜くが如く、同殿同床に坐しめて、齋鏡と齋き奉り給へ、寶祚の隆坐む事、天壤に共無窮なるべし。

祭政一致

次、思金神は、前事を取持て、政爲給へ、と詔ひき、此二柱神は、佐久久斯呂伊須受能宮に齋奉る、參取日本書紀一書、古事記、延喜式

次に登由宇氣神、此ハ外宮に度相に座神也、次に天石戸別神ハ、御門の神也、次に天手力男神は、佐那縣に坐り、古事記、次は護齋鏡一面ハ、國懸神に坐す、次に其一面及子鈴は、卷向穴師社に坐神也、釋日本紀引復天兒屋命、天太玉命に勅曰、惟爾二柱神を、同殿内に待ひ、防護り、又吾高天原を所御齋庭の穂を、吾兒に御奉るへし、と詔ひき、爾に高御產巢日神、勅曰、吾は天津神、籬及天津磐境を起樹て、皇孫に爲に齋奉らむ、汝天兒屋命、太玉命、天津神、籬を持て、葦原中國に降る、亦皇御孫命の爲に齋奉れ、と詔ひて、復太玉命、諸部神を率て、其職に供奉事、天上の儀の如くせよ、と詔ひて、諸神をも共に陪從しめ給ひき、日本書紀一書、復太玉命、蓋皇祖天神と敬祭るハ、大祭の本とせし、其御祭は、又天下を治る下、古語拾遺

援田毘古神

の本なる事、茲に明らか也。謝酌日本書紀古事記令爾日子番能通々藝命天降
義餅神皇正統記大意
 坐むと坐る時に、先驅れ神還て白とく天八衢、鼻長七咫、背の長さ七尺餘の
 神居て上は高天原と光と下ハ葦原、中國を照し、眼は八咫鏡なせりと白しき、即
 從神とて問ふ、給ふ時と得目勝間ざりき、故天照大御神、高御産巢日神の
 命以て天宇受賣神と汝は手弱女に在とて、伊牟迦布神と面勝神なり、故専ら
 汝往て吾御子の天降坐むと坐る道と誰ぞ如此居ると問てよと詔ひき、故問
 せ給ふ時に答曰く、僕は國神名は援田毘古神也、出居る故ハ天神の御子天降
 坐と聞つる故、御前ニ仕奉むと坐て、參向ひ侍ふと白すと白給ひき。參取日
 本書紀
 一書古 天宇受賣命復問げらく汝先立行む乎、抑我先立行むか、對曰く、吾先立
 事記 行む天、宇受賣命復問曰、汝は何處に到り、皇孫命ハ何處に到り坐む、對曰
 て、啓行む天、宇受賣命復問曰、汝は何處に到り、皇孫命ハ何處に到り坐む、對曰
 天神の御子は、筑紫日向高千穂、櫛觸之峯に至り座む、吾は伊勢の狹長田五十
 鈴川上に到らむ我を發顯つるは、汝也、故汝吾を送り給へと白給ひき、爾天宇

皇衛諸神

受賣命還、詣て其狀を奏とせき、日本書紀一書 爾天津日子番能通々藝命と、真床覆衾に裹
 奉り、天磐戸を引開て天降と奉りき、故此神を稱て天國饒石彦火瓊々杵命と申
 と、日本書紀 於是天之石位と離れ、天ハ八重多那雲を押分て、稜威の道別知和岐
 參取一書
 且天降り坐時、援田毘古神御啓行し、天忍日命、天津久米命二人背に天磐鞞を取
 負ひ、臂に稜威ハ高鞞を著、手に天之波土弓、天羽羽矢、○按古事記、眞八目鳴鏑を
 鹿兒矢と作る
 副持又頭、槌ハ劍と取佩て、御前に立々仕奉り、日本書紀一書 天、香語山命次に天神
 書古事記
 玉命、此ハ高御産巢日神の子、三島縣主等祖也、其子天櫛玉命ハ小山連之祖、其兒
 鴨建津身命ハ、鴨縣主之祖也、參取新撰姓氏
 錄、鴨縣主系國 天道根命ハ、神御産巢日神五世孫、紀
 伊國造川瀬造等之祖也、參取新撰姓氏錄、古天牟良雲命、此ハ天曾已多智命の子
 事記、紀伊國造系國
 天嗣杵命の子、天鈴杵命の子、天御雲命の兒、度會神主等祖也、參取豐受禰宜補天
 任次第度會系圖 天
 背男命、此ハ天壁立命の子、山代久我直等祖也、天御陰命、天斗麻彌命、此ハ並天津
 日子根命の兒也、天玉櫛彦命、此ハ神魂命五世孫、間人連之祖也、參取新撰
 姓氏錄 天湯

津彦命此は阿岐國造阿尺國造思國造伊久國造染羽國造信夫國造白河國造
 佐渡國造波久岐國造等祖也天伊佐布魂命此は角凝魂命兒倭文連竹原等祖
 也角凝以下據天表春命天下春命等三十二神各防護りて仕奉り○按本書載
 新撰姓氏錄
 十二神のうち疑らくは後人の造設と出づ者二田物部當麻物部芹田物部馬
 あると似り故今諸書と參考て此數神と舉ぐ
 見物部横田物部島戸物部浮田物部巷宜物部疋田物部酒人物部○按本書一
 田の作り酒人と須人に作ふ恐らくは誤也田尻物部赤間物部久米物部狹
 り故今異本及新撰姓氏錄に據て之を訂す
 竹物部大豆物部肩野物部羽束物部尋津物部布都留物部經迹物部○按本書
 住に作る疑らくは住道に讚岐三野物部筑紫聞物部播磨物部筑紫贊田物部
 訛ならむ姑附て考へ備ふ
 凡二十五部共兵伏を帶て仕奉り舊事天の浮橋と宇伎士麻理蘇理多々志
 果し先ん後田毘古神の言とが如筑紫日向高千穂の久士布流峯と天降り
 坐き日本書紀一於是皇御孫命高千穂峯より遊行時贅肉の空國頓丘より國
 書古事記
 覓行去る吾田笠狹の御崎に到坐と長尾の竹島と登坐て其地を巡覽まして

詔曰此地は朝日の直刺國夕日の日照國也故此地ぞ甚吉地と詔て國主事勝
 國勝長狹神と召て問曰此地は誰國歟對曰此は長狹が住る國也然れども今
 皇孫命に奉上らむ取捨御意の隨遊ばせと白しき○參取日本書紀故底津石根
 と宮柱太知り高天原と水木高知て坐き古事故其事勝國勝長狹神亦名鹽土
 老翁又鹽椎此は伊弉那岐大神の御子也○日本書故爾皇御孫命天宇受賣命に
 詔曰此御前に立て仕奉りて後田毘古大神をば専ら顯し申せよ汝送奉り亦
 其神の御名ハ汝負て仕奉れと詔給ひき○古事即天宇受賣命後田毘古神の所
 乞れ隨に侍送りき○日本書是以後女君等其後田毘古之男神の名を負て女と
 後女君と呼ぶ事是也○古事記日本故此後田毘古大神ハ宇治土公氏の祖也○延
 儀式帳倭爾天兒屋命皇御孫命の御前に奉仕る天忍雲根神と天の二上に奉
 姫世記
 り上る神漏岐神漏美命の御前に受給はり申しと皇御孫命の御膳水は宇都
 志國の水に天都水を加へ奉らむと事教給ひと依て天忍雲根神天の浮
 水取之政

大嘗之始

雲に乗る天に二上^{フタノホリ}に上坐^{ノリ}て神漏岐神漏美命^{ニギハヤヒ}に御前に白せば天の玉櫛^{タマキ}を事依^{トモ}し奉る此玉櫛^{タマキ}を刺立て夕日^{ユフヒ}より朝日^{アサヒ}照^スに至るまで天津詔^{天津ノミコト}戸^ツの太詔^{タノミコト}刀言^{タノミコト}を以て告^ツき如此告^{カク}ば麻知波^{マチハ}弱^{ヨク}垂^ヒに由都^{ユツ}五百箇^{イハヒ}生^ナ出^デる其下^{シタ}より天^{アメ}の八井^{ヤハヒ}出^デむ此^{コノ}を持^ツて天津水^{天津ノミヅ}と所聞食^{ソコノミ}と事依^{トモ}し奉^ルりき於是天兒屋命^{アメノミヤノミコト}如此依^{カク}奉^ルり志隨^シよ所聞食^{ソコノミ}齋庭^{イハヒノミ}の稻穂^{イネノホ}と太兆^{タノシホ}の卜事^{ウラナヒノミコト}を持^ツて仕奉^ルりて悠紀主基國^{ユキノミヤノミコト}と齋定^{イハヒノミ}と物部^{モノベ}の人等^{ノヒト}酒造^{サケヅク}兒酒^{コノサケ}波^ハ紛走^{マギリ}灰^{ハイ}燒^{ヤク}薪^ノ採^{ツク}相作^{アヒツクリ}稻實^{イハヒノミ}公等^{ノミコト}大嘗^{オホノミ}の齋場^{イハヒノミ}と持齋^{モチイハヒ}り參來^{マシケル}て由志利伊都志理^{ユシリイツシリ}持恐^{モチカシコ}み恐^{カシコ}みを清まはりに奉^{ツカ}仕^セて月内^{ツキノミナ}に日時^{ヒトキ}を撰定^{セラヒ}めり獻^{マツル}る悠紀主基^{ユキノミヤノミコト}に黒木^{クロキ}白木^{シロキ}の大御酒^{オホノミサケ}と皇御孫命^{スメノミマノミコト}の天都御膳^{アメノツツノミ}の長御膳^{ナガノミ}の遠御膳^{トホノミ}と汁^{シユ}とを實^ミにも亦丹^{オホ}に穂^ホよ所聞食^{ソコノミ}て豐明^{トヨアカリ}と明坐^{アカリマシ}て天都神^{アメノツツノミ}の壽詞^{ユメコト}と稱辭^{ノボコト}定め奉^ルり亦皇神^{オホノミカミ}等^{ノミ}にも千秋^{チウキウ}五百秋^{イハヒ}に相嘗^{アヒノミ}に相宇^{アヒノミ}豆^{マメ}乃比^{ノヒ}奉^ルり堅磐^{カタハ}常磐^{トコノハ}と齋奉^ルり伊賀志^{イハヒ}御世^{ミヨノヨ}に榮^{サカ}え奉^ルり此年^{コノトシ}より始^{ハジ}て天地^{アメツチ}日月^{ツキヒ}と共に照^スし明^{アカ}らる御坐^{ミカマ}む事に本^{モト}末^{スエ}不傾^{カタマ}茂槍^{モロシ}の中執^{ナカトリ}持^ツて奉仕^{ツカヘ}る壽詞^{ユメコト}と稱辭^{ノボコト}定め奉^ルり給^ツひき台引記天

神壽 此は大嘗祭の御政の本也天神壽亦諸部に神等天津神の勅に隨に皇孫

命に陪從奉り歷世に相承て各其職に供奉古語於是天津日高日子番能邇

邇藝能命笠狹御崎と遊幸麗美少女の遇へるに誰女ぞと問給へば答

白給はく大山津見神の女名木花之佐久夜毘賣と白給ひき復汝兄弟ありや

と問給へば我姊石長比賣在りと白給ひき故其少女を其父大山津見神に乞

に遣ツける時と大歡イハヒて其姊イハヒと副ツて百取ヒヤクトリの机代物ツツノモノを持ツて奉出マツ給ツひき故爾其

姊は甚醜イハヒに因ユて見畏ミカシて返送マシり給ツて唯其弟木花之佐久夜毘賣を留て娶坐ムスき

爾大山津見神ハ石長比賣と返給へるに因ユて其を甚恥給ツひ其石長比賣も恥

恨ウラミみ唾泣ツクナて皇孫命ミマノミコトを詛言ウソコト奉ルりき此世人コノヒトに命短折縁コトシ也古事記日本故後と木

花之佐久夜毘賣命の生坐ナる御子ミコに名ナハ火須勢理命ヒスセノミ亦名火進命ヒノスミ又火照命ヒノテ亦

名火闌降命ヒノスリノミ次ツギに生坐ナる御子ミコの名ナハ火遠理命ヒノト亦火夜織命ヒノヨオリ亦名天津日高日子

穗ホ々手見命テミノミ凡二柱坐ニハシき日本書紀一書天津以下古事記○按日本書紀火闌降

命次ツギに彦火々出見尊ヒコヒヒノミ次に火明命ヒノアカリノミ又一書に火酢芹命ヒノスリノミ

次火明命次彦火々出見尊亦名火折尊とある火明命は、邇々藝命の御兄なれば此に在るハ謬也又一書に火明命次火夜織命次彦火々出見尊とある火明命を謬り、火夜織命ハ火遠理命と同一けしは、此も謬也又一書に火明命次火進命次火折尊次彦火々出見尊四柱とある火折尊ハ、彦火々出見尊の別名を擧ぐ二神と云、古事記にも火明命を載るハ、是時神吾田鹿葦津姫卜定田謬也、故今日本書紀一書に因て、其謬誤を訂せり、

海幸山幸

給ひき、此神吾田鹿葦津姫は、即佐久夜毘賣也、日本書後久しく坐て、日子番能邇々藝命崩坐き、因日向埃之山陵に葬奉る、日本書紀、爾火須勢理命ハ海佐知毘古として、鱈廣物、鱈狭物を取給ひ、火折命は山幸毘古と云、毛鱸物、毛柔物を取給ひき、爾其兄ハ雨零風吹毎に、其利を得受、弟は雨零風吹ども其幸忒どりき、爾火須勢理命其弟に謂げらく、吾試に汝と各に幸易てむと云き、故火遠理命許諾給ひて、火須勢理命は弟の幸弓矢を持て、山に入て獸を覓、終に獸の乾迹だも見給は受、火折命ハ、兄の幸釣を持て、海に入て魚釣に都一魚も得給は、其釣とこへに海と失給ひき、於是火須勢理命悔て、弟ハ弓矢を還さ

綿津見神

て、其釣と乞て、山幸も巳が佐知々々、海幸も巳が佐知々々、今は各佐知返とむと云時、其弟火折命、汝の釣は海に失てきと詔へども、其兄強に乞徴き、故其弟御佩れ、十拳劔を破りて、五百鈎を作て、償へども取らざ、又千鈎を作りて、償へども受ざ、猶りの本鈎を得むとぞ云け、於是其弟海邊に往坐て、低徊愁吟給ふ時に、鹽椎老翁來て、我汝命の爲に善議せむ、復勿憂坐と云て、無間勝間之小船を造り、其船に載奉りて、綿津見神の宮に渡志奉りき、爾海神自ら出見、此人は天津日高の御子、虚空津日高に坐りと云、即内に入て、百取机代物を備へ、御饗とて、其女豊玉毘賣を娶奉りて、天神の御子此間に來坐、故ハ奈何と問奉き、故其大神に備に、其兄ハ失と云、鈎を責れる状を語給ひき、是以海神悉大小魚等と召集て、口女の口を探し、失と云、鈎を得たりき、故海神制げらく、今より以往、餌を勿吞そ、天神の御子の饌に勿預り、と云き、即口女魚と御饌に進らざるハ、此其縁也、於是火遠理命、豊玉毘賣命に娶て、其國に留住

纏綿篤愛て、日に三年と云に還坐むとぞ。時海神其鈎を取出て、潮盈珠、潮洞珠を副て、此鈎を其兄に給はむ時、其言又其珠を用ふる法を教給て曰く、如此して愍苦給はば、其兄自然に當伏なむと白給ひき。一書古事記復白と曰く、天神の御子の吾處に來坐る欣慶、何日も忘れむ皇孫命、八重の隈路を隔とせ、時々相憶ほと坐て、勿棄置給ひそと白と。上國に送出し奉りき。故本の宮に還坐て、備に海神の教言に如くとて、先其鈎を與へき。故其より以後、稍貧とくなり、更なる荒心を起て、追來攻むとぞ。是時は鹽盈珠を取出て、溺らし其愁請せば、鹽洞珠を取出て救ひ、斯して愍苦給ふ時、其火須勢理命弟命の神徳坐事を知り、稽首白とく、今より以後、吾子孫の八十連属汝命の御垣邊を離れ、受晝夜の守護人と爲て、仕奉らむと白と。故今に至るまで、是苗裔の隼人等、天皇命に宮牆に傍を離れ、受吠狗に代りて、又其溺れし時、種種の態絶た仕奉る。一書古事記故此、火須勢理命は吾田君、阿多隼人、大角隼人等祖也。一書古事記

古事記新於是豊玉毘賣命自參出て白給ばく、妾既く妊身を今産べき時に至りぬ。此念ふと、天神に御子を海原に生奉るべきに非受。故參出來つと白と給ひき。爾即其海邊の波瀲に鴨羽を茸草にたて、産屋を造りき。於是其産殿未た茸合ぬに、御腹忍難くなり給にけし。ハ産殿に入坐き、爾御子生坐むとぞ。是時其日子夫に、吾を勿看給ひそと白と給ひき。於是其言を奇とと思ほとて、其方は産給ふを竊伺し給ひし。ハ豊玉毘賣命其を心恥しと思ほして、其御子を生置て、妾恆に海道を通と往來と欲しを、吾形を伺見給ひとが甚作き事と恨給ひき。古事記爾に火遠理命就坐て御子の名は何と稱ば可と問給へば、日子波限建鴨草茸不合命と號給へと言訖て、即海坂を塞て海郷に還入坐き。日本一書參取故是、日子波限建鴨草茸不合命の生坐る時、天忍人命陪侍供奉て、簾を作りて蟹を掃ひ、仍鋪設を掌き、故遂に職號ととて蟹守と云ふ。是は掃守連等が祖也。古語又他婦人を取、乳母、湯母、及飯嚼湯坐と爲る諸部を備行

養奉りき此世の乳母と取て兒を養本縁也日本書紀一書亦子武位起命此命の子推
 根津彦命此は大和國造大和直久比蚊國造明石國造青海首等之祖也舊事本紀參取
 日本書紀新然後にハ豊王毘賣命其伺給と情と恨つとも戀情と得忍給は受
 撰姓氏錄
 て其御子を養し奉る縁と依て其弟玉依毘賣に附て歌をなを献りけり日本
 書紀一書ハ豊玉姬命其兒と自抱て去給ひ久くありて天孫の子此其歌云
 海中に置奉るへきに非すと云々玉依姬に抱しめて送出と奉りき
 阿加陀麻波表佐閉比迦禮禰斯良多麻能伎美何余曾比斯多布斗久阿理禰理
 ○日本書紀一書云阿加陀麻廼比加理波阿理登比登爾其比古遲答歌曰意伎
 波伊閉栲伎美賀余曾比斯多布斗久阿理禰理
 都登理加毛度久斯麻廼和賀韋泥斯伊毛波和須禮土余能許登基登廼古事故
 日子穗々出見命ハ高千穗宮に五百八十歳坐て崩坐き御陵即其高千穗山の
 西あり古事記天津日高日子波限建鵜草葺不合命其後王依毘賣命に娶
 本書紀
 て生坐る御子の名は五瀬命亦彦五瀬命と申と次に稻氷命亦彦稻飯命と申
 す次に御毛沿命亦三毛入野命と申と次に若御毛沿命亦名豊御毛沿命

亦名は神倭伊波禮毘古命凡四柱坐き日本書紀及後久く坐て日子波限建
 一書古事記
 鵜草葺不合命西州の宮に崩坐き故日向の吾平山上の陵に葬し奉る日本
 書紀

正誤

○凡例 一張右二行 七行有下あ 八行わ 同張左八 二張右四行
けノ下脱ら り二字行 ハは 行澄ハ證 緑ハ縁

同張左九

○引用書目

十五張左十一十二

○本文

一張右十一行速秋
津日子ハ彌都波能

行延ハ延

行姓靈ノ姓ハ性

賣 二張左四行 三張右九行 六張右一行 同張十行天 七行左

胃ハ胃 本下脱也

別ハワケ

戸ハ大戸

四行二

ノ字 九張十一行 十張右六行 同七行注 同張左四行注 十二

行 注盃ハ蓋 飽下脱昨 開下脱嚙 二ノ咲ハ咩 張右

六行十行左十 同九行注 同十一行 十三張左一 同七行握 十

一行齧ハ齧 端ハ端 御下脱鬢 行怒ハ怒 ハアツ 四

張右二行受 同四行 十五張右一 同七行驚 同張左十一行 十

ハ迄下同之 溝ハ慍 行電ハ雷 ハワシ 祝ハホザキ 六

張左十一行所 十七張左十 十九張右四行注按摩ノ 同十行 同張

行ハシワザ 行殖ハウエ 摩ハ一手一ノ一ハ摩 岸ハ峯 左十

行大ハ 廿張右五 同八行 廿一張左十 同十一行 廿二張右二
オホ 行^ヒハエ ^ヒハト 行注^フハ^シ 多^クハタ 行注^フハ^シ股

同張左二 廿三張左二 廿五張右九 同十一行 同張左二行
行^ヒ運^ツハ^シ 行^ヒ比^スハ^シ 行^ヒ端^スハ^シ瑞 行^ヒテ^ハク 五^ツ十^ハイ

同十一行熊^ノ罽^ハニ 廿七張左十二 廿八張右一 同張左六行七行 同二
ハクマワニ 行^ヒ弱^スハ^シヨ^クワ 行^ヒ事^スハ^シワ^ラザ 注^ス二^ノ爾^ハ璽 行^ヒ注

鏡ハ 廿九張右十二行大祭 三十一張左 同八行 同張九行 同
饒 八オホミマツリ 六行紛ハ粉 都^ツハ^ツ 堅^カハ^カキ 十

二行注引記 三十二張左四行 同八行弟 三十三張右七 同張九行
ハ記引 其名ハ^シ淳^ナ浪^ナ ハイロト 行^ヒ机^ツハ^ツク^エ いハ^ヒ

三十四張右二 同行生 同張左二 同三行 同八行 同十二行
行^ヒ此^ノ下^ノ脱^ス ^ハウ^ミ 行^ヒ岐^ハ岐^ニ 王^ハ玉^ニ 和^ハハ^ワ 沿^ハ沼^ニ

